

第10日目(3月13日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は、30名であります。これから本日の会議を開きます。なお、大和病院事務長より、公務のため30分ほど遅刻の届がでております。これを許します。

本日の日程は、初日に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、第16号議案 南魚沼市地区センター設置条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは16号議案 南魚沼市地区センター設置条例の制定について、説明を申し上げます。平成19年度から地域コミュニティ活性化事業を取り組んできたところでございます。この事業の更なる活性化という施策のもと、地域の拠点、地区センターの設置条例をお願いするものでございます。1条については設置の目的を記載してございます。2条については、名称、位置を表示するものでございまして、11カ所でございます。裏をご覧いただきたいと思っております。第3条は1号から5号まで、センターにおいての所掌する事項の例示でございます。

4条、体制及び活動支援ということで、一般質問でも話題になっておりましたが、地区センターについては3条の事務を処理するため、地区センターに地域づくり協議会が協議のうえ定めた事務を担当する者というようなことで、地区センター事務長と呼ばせていただきますがこれを置くものとするということでございます。

5条については管理運営、6条については地区センターの使用料は無料とするということで、第6条について無料という表示をしてございますが、現在は地区センターともうひとつは、何々公民館とか何々開発センター、何々トレーニングセンターとかいろいろな名称がございまして、最終的にはこれを地区センターとして位置づけをしていきたいと思っておりますが、当分の間は、両方の名称で進んでいくというようなことで、あえて6条に使用料を明示させていただきます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

関 常幸君 質問させていただきますが、六日町地域に地区センターを置かないというのは、南魚沼市の市街地がいちばん大事ですよ。いろいろなコミュニティ活動をしていく中では。ぜひ、こここのところについて今後どのようなかたちで進めていくのか、そこを聞かせてもらいたいと思っております。

企画政策課長 ご存じのように12カ所を、ということで始めてまいりました。六日町地域においては人口1万5,000人ほどを擁しますし、地区の活動という意味で、各地区センターを用意させていただいているわけでございます。ここについては庁舎もしくは公民館

がありますので、特別そこに今、地区センターを置くという気持ちはございません。以上でございます。

関 常幸君　　ということで、確か置いていないと思うんですけども、私はやはりそれでは困るのではないかなというふうに思っているんです。今後のことについて、ぜひやはり置かなければいけないのではないかと。ここにこういう庁舎、これからも行政の中心としてやる地域ですので、何だかの話し合いをしていくためにも、ということで聞いているのですけれども、もう一度お願いします。

企画政策課長　　地区の皆さんが集う場所ということで、地区センターのものを考えたわけでございます。ですので、集う場所につきましては、先ほど申し上げましたようにこの地域は庁舎があるわけでございますので、当分の間は、昨日市長がご答弁申し上げましたように、ソフトの方をはいっていくということですので、場所をここで今すぐということとは考えておりません。それは、将来考えることになるかもしれませんが、現段階では11か所を活性化させるということから、入っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議　　長　　質疑を終わることに。

岩野 松君　　ここに事務長を置くと書いてありますけれど、事務長の身分とそれから事務長は常駐ということですか、どうですか。そこを含めてお聞かせください。

企画政策課長　　私どもの市の職員として置くというのではございません。条文の中にもありますように、地区協議会で事務を担当する方を定めていただきまして、その方をそこに常駐、時間的には8時半から5時ということにならないかもしれませんが、その部分の支援をしていくということでございます。ですので、地区協議会の方で事務をやる方を選定をしていただき、そこに置いていただくということでございます。以上です。

腰越 晃君　　第6条に関連して質問させていただきます。地区センターの使用料は無料とする。これはまちづくり協議会が使う場合、使用料をとらないというように今の説明では私は今受け取ったのですが、例えば、施設の中に会議室あるいは体育館などを保有しているセンターもあるわけで、これの使用についてはこれまでは文化スポーツ振興公社の方で管理をされていて、一定の使用料を支払ったうえで地区住民は使用していたと思うのです。今後この地区センターを一般市民、住民が利用する場合、使用料についてはどのようになっていくのか。その辺のところを伺いたいと思います。

企画政策課長　　公民館などもそうなのですが、もともと無料というふうに書いてございます。地区センターの方、方と申しますかその地域で使う時は当然無料だというふうに思います。それから施設は目的外使用条例がございますので、例えばどこかの講座を有料で使うとか、それは元の条例に戻っていただきお金はいただくということですので、一般的な地区センターを地区の皆さんが使うのは当然に無料だということで考えております。以上です。

山田 勝君　　ということで、コミュニティの醸成ということでありますので、市内、ある程度強調し合って醸成するということを考えますと、センター長ではないですが、協議

会長の会を年1回くらい、事務長も一緒にというかたちで年1回くらいそういう会議を持つべきではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

企画政策課長 おっしゃるとおりだと思っていますし、これから事務の執行、それからその管理等々、あるいは地区、地区での問題等があるわけですので、事務を担当する方、あるいはその協議会の方というのを年1回になるのか年3回になるのかわかりませんが、もちたいというふうに思っております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第16号議案 南魚沼市地区センター設置条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第2、第17号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第17号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について説明を申し上げます。今回の改正につきましては統計法がございますが、統計法の全部改正によりまして、法律番号の変更及び旧統計法における統計調査の名称が変更されました。それに基づきまして、それを準用しております個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表がございますが、アンダーラインを引いたところが、私が申し上げた改正内容でございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第17号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第18号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第18号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、平成20年5月1日から住民基本台帳法及び戸籍法の改正により、不正に証明書等の交付を受けることを防止するため証明書等を交付する際の本人確認を厳格にされてきておるところでありまして、これまで印鑑登録証明についても、当市では本人確認事務処理要綱に基づき、本人確認を行ってきたところではありますが、このたび、印鑑条例においても明確に規定をさせていただくものであります。あわせて、代理人による申請についても、委任された代理人本人であることの確認を、規定させていただくものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、アンダーラインのところ、第10条の2項のところ、今までは印鑑登録証明書を持参すれば印鑑登録証明書の交付が可能であったわけですが、登録者申請本人であること、あるいは代理人であることを証する書類を窓口で提示をしなければならないということになる改正でありますので、よろしく願いをいたします。以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

和田 英夫君 だいたいわかりますが、窓口での本人確認は免許証あるいは保険証。具体的なそういうことだと思うのですが、どういうものですか。

市民生活部長 まさにおっしゃるとおりでありまして、本人である写真付きの免許証であり、または保険証等、あるいは市が発行している住基カードというものがあるのですが、それらを提示して確認をさせていただくということで、おっしゃるとおりであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第18号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第19号議案 南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第19号議案 南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正につきましては、独立行政法人国際協力機構法の改正によりまして、当該、自己啓発等の条例が引用しております部分の号が変わった、号がずれたということの改正でございます。めくっていただきまして、新旧対照表のアンダーラインのところは改正になっております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第19号議案 南魚沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第19号議案は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第20号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、日程第6、第21号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、及び日程第7、第22号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第20号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、平成18年度より実施してまい

りました、市長、副市長、及び非常勤特別職の給料の減額を復元する条例改正でございます。めくっていただきまして新旧対照表をお願いいたします。附則の4項でございますが、現行で平成19年4月1日となっております。これは下の5項を見ますと平成18年4月1日となっておりますが、19年4月1日から収入役、助役が廃止になって副市長というようなことで改正がございました。そこで給与条例の改正を行った関係でこの4項、5項が日付が違っているところでございます。なお、今回の改正につきましてはこの改正文が後まで残るとような改正、削るとようなことになりまして残りませんので残るとようなことで、21年3月31日までの間に限りという表記をさせていただいたものでございます。

次に21号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。これも18年4月1日から実施してまいりました減額の復元をする改正でございます。

第22号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても、先ほどの20、21と同じで、給料の減額を行ったところでございますが、今回復元をするという内容でございます。3件関連しますので、まとめて説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 3件を一括して質疑を行います。

牧野 晶君 昨日とだぶらないように質問をしますが、12月議会の時は市長はこの条例について、自身については悩んでいる、まだ決めかねているというふうな答弁だったのですが、その時はどういう理由で悩まれていたのかについてご答弁をお願いします。

市 長 私は、どういう理由といたしますか、すぐに私の部分だけをああだこうだということは避けようと、そういう思いだけでありました。ですから、別に決めていたわけでも何でもありませんけれども、昨日一般質問でお答えしたとおり、ひとり不安と孤独に耐えて考えてその後。考えれば職員の給与も復元はする、そして私を除いた特別職も、あるいは特別職というのは昨日お話ししましたように、すべて区長さんも含めて全部ですね。そういうことをするにあたって、私だけがひとりこの削減のままでいても別に何の意味もありませんし、それからなぜ私だけ削減していなくてはならないという理由も見つからない、そういうことであります。

そして当然ですけれどもその前提には、市の財政健全化のめどが立ったので、これは財政健全化の一環として削減を行ってきたわけでありますのでそのめどが立ったと。そういうことですので、いろいろ考えた末に復元をさせていただきたいと、こういう思いに至ったところであります。

牧野 晶君 私がお聞きしたいのは、それもありますけれどそれは戻す理由な訳ですよ。じゃあ、その時に即答しなかった理由というのは、まだ何か胸にあったのではないのかというそのところを聞いてみたいなという思いがあるのですが。

市 長 ですので、胸にあったというのは私が率先をしてすぐそういう話をしてい

いかどうかという部分が、胸にあったということです。正月、1月ぐらいいろいろ考えてみまして、そういう結論に至ったということでもあります。

笠原喜一郎君 昨日の一般質問の中でもいろいろ議論をさせていただきましたが、市民生活部長にお聞きをいたします。市長は財政再建のめどが立ったというような言い方をされていまして、今年度の予算をみる限りでも昨年の予算と比べて7億円減額を、減収をする予算を見積もらなければならない。財政計画の中でも80億円の予算の中で75億円ということは、この数字に非常に乖離が生じているわけですね。また、この経済不況の中で来年度も80億9,000万円という予算を見積もっている中で、長年税を見積もる立場の部長として、今後の見通しというのはどういうふうに考えておられるか、そこをお聞きします。

市民生活部長 なかなかこうだという明確なお答えになるかどうかわかりませんが、今ほど笠原議員さんが言われたように、平成21年度の税収は非常に厳しいわけでありまして、加えてそれは、平成20年の後半から10月以降の経済実態を反映したのが、平成21年度の反映されるという仕組みです。さらに今度平成22年度になりますれば、1年間の部分が税収に反映してくるといようなことを考えますれば、非常に税収は厳しいだろうというふうに見込まざるをえません。

ただ、私どもも、一応経済活動を活発にやっているわけでありまして、それが激減するというようなことについての見通しというのは、当然持ちえないわけでありまして、国においても経済対策を真剣にやっているわけですからそれらに期待をつなぎながら、経済活動の回復を祈るといようなことしか 税収がゼロというわけにはいかないわけでありまして、当然、個人住民税だけでなく、固定資産税やいろいろな税目があるわけでありまして、税収面から考え見ますれば、個人所得に対する課税は極めて厳しいだろう。あるいは法人も厳しいだろうというふうな見込みはたちますがそのところは、それだけで市の財源が賅うということの財政構造ではありませんから、厳しい中でも何とかやっていけるだろうというふうな見通しは立てておるところであります。以上です。

笠原喜一郎君 財政課長にお聞きいたしますけれども、この財政計画の中に示されています金額と差がでてくるのが予想されるという話。平成21年度は5億円差がでています。平成22年はもっと差が私はでるだろうというふうに思っているわけですがけれども、この部分で、それは当然需要額から収入額を引いた部分を地方交付税で措置されるというふうな、そういう部分はあります。けれども、基本的に自分たちの税収が減った中で同じような事業をやっていくということは、私は財政的には窮屈になるのではないかというふうに思うわけです。この数字を作られた財政課長として、その部分を本当に税収が減るということをどういうふうに思っているかお聞きいたします。

財政課長 税収は自治体運営の基本でございますので、税収が減るということはその自治体の力が弱くなるということと言えますが、当面の財政運営は、地方交付税制度 昨日の話にもありましたように、財政力指数が0.5という状況の中では、半分程度しか賅えないという現状ですので、当面の運営の中ではそういう地方財政措置というものに依存せざるを

得ないわけです。それは今年にみられたように来年以降も厳しいわけですが、国等もそこらは配慮されるのではないかと期待をして、運営そのものは続けられるのではないかと。

いわゆる将来的にみれば、全体的には厳しいタイトな状況は確かに考えられますが、それは今後の、今までもありましたように国も総じて財政の再建というのは景気回復という面もありますので、そういうものに期待をしていきたいというふうに考えています。

市長 傍聴者の方も見ておりますから。ちょっと議論を昨日に戻しますけれども、なにゆえ今まで給与削減をしてきたかということをもまずご理解いただきたい。これは税収が減ったからとかそういう問題ではないのですよ。市の財政が合併直後、そして国のいろいろな施策もありましたそういう中で、このままでは破たんのおそれがある。そういうことで職員にも、当然ですけれども我々も給与削減をして財政を健全化しようと、そこから始まったわけです。

ですから、毎年毎年ですね、税収が上がったからでは給料を上げるか、下がったから下げるかというそういう議論に聞こえてしまうのですよ、皆さん方がおっしゃるのは。ですから、これは別に税収が今、下がったとか、上がったとかそういう問題ではなくて私がはっきりと昨日から申し上げますとおり、財政再建のめどが立ったと。立ったから約束したことをきちんと戻すという、そのことですよ。今の不況にうまくリンクさせて市民感情をそういうふうにあおるようなことは、やっぱり私は謹んでもらいたい。全く心配いらないことですから。

笠原喜一郎君 私が聞いている部分もその部分ですね。市長は財政健全化のめどが立ったというふうに言われました。いや私は今言ったように、税収が落ちている、また計画の中でも、来年もさらにそれに差異が生じるだろうと。そういう中で本当にそういうふう楽観的な見方でいいのかという、そのことを言っているわけであって、それは市長がいいというふうに言うかもわかりませんが、私の中ではやはりその部分については慎重にまた考えるべきだろうという、そのことであります。

市長 これも申し上げておりますように、いわゆる人件費部分というのは去年から今年、この平成21年度予算で2,300万円減額しているわけですね、トータルで。この1億5,000万円を復帰しても。ですから、全く・・・ご心配はご心配として受け止めますけれども、私の中では財政健全化のめどが立ったということ、いろいろの数字を職員から集めながら判断をさせていただいたわけです。その判断が皆さん方が甘いとか、いや私が辛いとか、それはいろいろご意見ございましょう。ございましょうがこれは昨日から言っているように、今ここでその判断が本当に正しいか否かというのはわかりません。私は正しいと思っている。いずれ棺を覆うてからなんてことではなくて、1年か2年でその結果が出ますから、どうぞひとつそれを見守っていただきたい。結果として私の判断に誤りがあれば、私は昨日から申し上げているとおり責任をきちんととらせていただくということですから。

山田 勝君 伺います。一般の市民にとりましては、この議案が分かれているように職種についてはほとんど感知しません。公務員というか役場職員というかたちでひとまとめで考えます。そこで、財政健全化がなると、めどがついたということと、それからこういう

給料もらいながら、我々はこのようにがんばっているんだという部分、新年度予算ですね。

その部分2点をどのように市民にわかりやすく説明をされるのか、お示ください。

市長 これは新年度予算に入ってそれぞれ議論になりますけれども、3月の今の補正部分でもお示したとおり、この不況というものを私たちはそれは深刻に受け止めております。ですから、その部分でとにかく市民の皆さん方から仕事もやっぱり我々 今、民で仕事のない時に官が仕事を作るというのは、これは当たり前のことですから。まあ昔のニューデール政策ですけれども、これはもうどこの国もそういうことだと思います。仕事がないければだめなわけです。

ですから、その仕事を一生懸命市民の皆さん方から勤めてもらうために、それぞれ予算を今出している。これが成立させていただければ、私どもは毎年やっておりますけれどもそれぞれの地区に出向いての行政懇談会。当然市報等で先に出しますけれども、書いたことよりはやはり自分の言葉でそれぞれ説明した方がいいと思いますけれども。そういうことで市民の皆さん方に、とにかくこういうことで市も一生懸命やっておりますからどうぞ元気をだしてください。そして不足、不満の部分があればそれはまたそれを受け止めながら、補正対応とかそういうこともできるわけですので。

今、私たちは、昨日もこれも触れていますけれども、これで100パーセント全部万全だとは言いません。まだまだ実態経済が動く中でどういう問題が出てくるのかわかりませんが、それらについては相当柔軟に対応しなければいけないと思っております。いよいよ基金等を使わなければならないとか、そういう問題も出るのかもわかりません。それはそこまで今、私は考えておりませんけれども。

そういうことで、市民の皆さん方には、十分ご説明を申し上げてそして納得がいけるように。ただ、こういう言い方すると失礼ですけれども、ただただ単に公務員は身分が安定していて、そして給与が高くていいと。だから下げろというそういう議論になればですね、これはもう全くいろいろ申し上げても理解いただけない。

そこで昨日ちょっと紹介しましたこの新聞の投稿欄です。私の夫は企業に勤める 26歳の子ですよ 公務員の父、夫の同期の実績、これを見ていて公務員が特別恵まれているとは思えない。自分の夫の同期で公務員の給料も夫よりずっと低い。そういう現実もあるわけです。この地域だってありますよ、そういうことは。ただ、安定はしています。倒産ということは普通あり得ませんので。夕張みたいになれば別ですけど。

そういうこともあるので、不満の声は確かに常にひとりが発して、不満でない人の10倍以上位の声になって、それぞれ広がったり届けられたりするわけですから、そういうことも十分見極めながら私はやっていかなければならないと思っております。いずれにしても、市民の皆さん方に納得も含めて、とにかく必死になって景気対策もやっているという、実情としてはこうだこうだという数字を全部示しながら、皆さん方に丁寧に説明をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田 勝君 そういう観点ではなくて、昨日市長が言われたように大局的にみてという

ことで、これでいかれていいと思うのです。けれども、やはり市民の中にはそういう考えもありますので、いかにわかりやすく健全化がなると。我々は新年度予算でこのように皆様のことを考えているんだと。そのPR、広報ですね、これをわかりやすくやって欲しいんですよ。その点について伺います。

市長 その点についても触れたつもりでございますが、それは直接的な話をしていく方がいいだろうということで、行政懇談会。今回はですね、今までの行政懇談会は、旧旧町村地区1回ということですよ。例えば上田であれば上田地区で一つ、中之島は一つという12会場のほかに、清水、栃窪、後山、辻又この4カ所が別個でやっている。今回はおおむね旧旧村ですか、2回、2カ所。例えば上田であれば二つ会場。そういうふうにきめ細かくやって皆さん方に、このことばかりではありませんけれども、先ほど条例を可決いただきました地区センターの問題もありますし、きちんとご説明申し上げていく。ですので、大勢の皆さん方からおいでいただきたいと思うところであります。

岩野 松君 この条例に関してですけれども、多分一番最初は、市長自ら財政健全化を進める上で自ら襟を正す意味もあって、自分の給料を15パーセントカットするという提案だったように私は記憶しているのですけれども。それは非常に市民にも受け入れられましたし、さすが考えてくれているなということで、市民の評価も高かったと思っています。確かに今、財政健全化のめどの数字的には、将来的にはあるということですが、突然の今回の不況の嵐の中で、この市でも税収が落ち込んだということは日本中の税収も落ち込んでいると思っています。

確かにいつも何か箱もの作るときも国が補助するから、それから国のあれがしてくれるからということで、この町というか市での持ち分はそんなに多くないからやれるんだという議論はよく出ます。でも、一般の住民の中では、それだって俺らが納めた税金からくるのだと、そういう考えは非常に多くあります。そういう意味では、今回の三役の人たちの最初から英断をもってそうやったことについて、今の感情も含めて私は継続することがいいのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

市長 再三申し上げますとおり、その金銭的な部分で例えば私が15パーセントカットして、それで市民の皆さん方が全部納得をするということではないわけです。私は給与の額がどうこうということではなくて、とにかくこういう立場を与えられているわけですから市民の皆さん方に対して、全身全霊を傾けてとにかく仕事をする市民の皆さんのためになっていこうと、こういうことをやっているわけです。それが、15パーセントカットしたから認めてくれたとか、戻したから認めないとかそういう議論ではないということ。

そこで、今、この国の自治の制度というのは、おっしゃったようにどこから使おうが全部皆さんの税金ですよ、間違いなく税金で成り立っているわけです。ただ、制度として税収が減る、いわゆる基準財政収入額が減る、その部分は交付税で補てんをするというそういう制度のわけですから、今は、だから別にそれがいいとか悪いとかでなくて、それを全く無視をしてやれるわけでもありません。制度が変われば別です。全部税源移譲していただいて、そ

それぞれの地域は自分たちの税収の中で全部やれと。そのかわり国税はとらないと。そういうことであればそれはまたそれなりですよ。

それでは、それぞれの地域での経済力の差がものすごいわけですから、ある程度最低限の部分は、きちんと住民生活も営めるようにしなければいけないということが、今の交付税制度の根本ですから。粟島浦村なんてわかりますか。自分たち300人が400人しかいないところですよ。それがちゃんと自治をやれるということは、この交付税制度があるからやれるのですね。それはみんな税金ですからむだに使おうとも思いませんし、きちんと市民のためになるように使わなければならないと思っていますけれども。ここの時期に、さっきも言いましたけれども、感情的な部分をぼんぼん出して、俺らが不景気なのだから市役所の職員も市長も給料なんて下がって当たり前だという、そういう議論ではないということをご理解いただきたいんです。

そして、例えば職員の給与を戻しますが、それで職員がそれだけ今までの3年間分、減らした分が今ここに上がってくるわけですから。それだって今度はそれが税金にもかえりますよ。消費にもつながりますよ。そういうことだって少しは考えた方がいい。看護師さんまで全部含めると市の職員は約1,000名ですから、この皆さん方が今のこういう時期で、それはいろいろおっしゃる方もいらっしゃいましょうけれども、市民の皆さんのサービスを削減するとか、負担を強いるとか、それをやりながらの給与の復元なんてことは絶対考えられませんけれども。そうしなくても大丈夫ですし、そのほかにもいろいろ新しい施策も出しながら、市民の皆さん方のためにやっということをやっているわけです。

どうかひとつ、議会の皆さん方がまずそこをご理解いただかないと、ここでこれだけの議論をしていてまた外へ出て、あれはどうだ、これはどうだと。我々がいくら説明して歩いても、皆さん方がそれぞれの後援会の中で自分の好き勝手なことを言っていれば、こんなのはなかなか浸透しませんよ。

それからネットもありますね、今。めちゃくちゃな奴がどんどん出ているわけですから。そういうことにも皆さん方が十分ひとつご理解をいただいて、この中の議論で決まりがつけば、ちゃんとそういう方向をひとつ目指していただきたいと思います。よろしく願います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第20号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

笛木信治君 第20号議案 特別職の給与に関する条例改正に反対の立場で討論するものであります。本条例改正案は、財政運営上、特別職の給与を引き下げるということを決めたものであります。現在それを元に戻すということは、財政運営上、当初その財政運営上給与を引き下げることが必要であると認めた状況から、そういう状況がなくなったのでという

ことが前提であるという市長の説明であります。これは見解の違うところではありますが、私は現下の情勢がそうした役職員の給与引き下げを元に戻すという情勢にないというふうに考えます。

ひとつは、例えば一番市民にとって大事な問題であります、福祉、暮らし、医療、介護などの分野で大きな前進があったかという、これはありません。しかも今年度は11パーセントからの介護保険料について言えば、保険料の値上げも提起されております。また、それぞれいろいろな指数も特別に改善されたという指数はありません。経常収支は90パーセントを超えております。実質公債費比率も依然として一定の地位を保っております。

私はこうした状況からみて、今やはり財政状況がよくなったからこれを元に戻すというのは、間違いであると思います。当分の間を継続すべきだというふうに考えて本案に反対するものであります。

21号議案 22号議案いずれも同じであります、同じ理由において反対であります。そして、議員もまた、この歳費削減は継続すべきというふうに考えております。以上であります。

議長 笹木議員残ってください。今は20号議案だけですので、21号、22号は削言してください。一緒にはやっておりますので。

笹木信治君 議長から削言にしろというあれがありました。そのとおりであります。今は20号議案の審議ですから、21号、22号については、私はここで反対の討論をするわけにはいきません。しかし同じ趣旨だということだけを申し上げて終わります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

牛木芳雄君 私は本案に賛成ということで討論をしてみたいと思います。ひとこと申し上げて賛成をしたいということであります。市の財政状況にかんがみて、そして財政の健全化に、職員、あるいは特別職、私たち議員もそうですし、関連の団体もそうでありました。取り組んできたわけでありまして、当面3年間ということで、私は一丸となって取り組んできたというふうに思っています。

昨日もそうでした。本日もこの議案に対していろいろ議論があったわけでありまして。市長は財政健全化については、道筋がついたと再三こういうふうに発言をしているわけでありまして。しかし、昨年秋以来の大不況がこの市を襲っているわけでありまして、当時は3年前は、このことを予想だにできなかったところでありまして。しかし、今後の市税の大幅な減は、これは容易に推察できるところであります。

先ほどの議論でもありました、直接市税がこの財政健全化について係わる、係わらないという議論があったわけでありまして、私はこの健全化計画を進めていく中で、多分これだけ市税が落ち込んでくるならば、見直しも必要な時期がくるのではないかとというふうに私は思っているわけでありまして。

そういうことを考えた時に我々は、今議会の最終日にこれらを含めました意見書を提出するつもりであります。議員各位の皆さん方からもご賛同を得ながら意見書を出すというふう

に今、準備しているわけでありましたが。いずれにしろ私は市長の言葉を信じながら、現段階では道筋はついた、こういうことであります。私はこれでいったん戻すべきだということを強く申し上げまして、賛成をしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長 討論ありますか。反対討論ですか。（「はい」の声あり）

中沢俊一君 私は第20号議案に対しまして、反対の立場で討論に加わります。昨日から議会と執行部の間で様々な議論が交わされました。ここで執行部の考えはわかりました。私も市長がおっしゃるとおり、その時の景気状況によっていちいち公務員の給料を上げ下げする。これには私は組みしかねます、反対です。私たちが言っているのは、このタイミングです。

市長は所信表明の中で、今ここの厳しい中で行政と市民が一体化となってこの難局に立ち向かうべきであると、こう申しておられます。私も全くそのとおりで思っております。それには、せっかく今まで3年間、市長をはじめ市職員が身を削って財政再建に立ち向かってきた。先ほどから議論がありますとおり、私は市の財政再建が達成されたとは思っておりません。見通しが立ったと思っております。これはこれで置くとしまして、やっぱりタイミングが悪すぎます。市民の感情、これはそういう苦境に立った人でなければわかりません。

アスペルガー症候群という話がありました。そういう人にとってみれば、相手の言うことなんか聞いていません。行政がどんなふうにここで宣伝しようが、本当に親身になって説明をしようが聞く耳を持ちません。そういう中で協力を得ていくには、やっぱり今までどおり我々もこの難局に身を削りながらもうしばらく我慢しよう。これがあって当然と思っております。

私は話が変わりますけれども、大河ドラマ、行く末に心配しておりました。始まるまでは、ところが、あの子役が非常にいい演技をしてくれた。これは演出の力であります。行政も市民に対して、やっぱり演出というのは大事だと思っております。ここからは我々議会人がどういうふうに判断するか。市民の立場に立って。決して私はポピュリズム大衆迎合だと思っております。

今回、今議会でも、水道企業団への過剰投資が話題になりました。当時の議会はどのような判断をしたのか。これはやっぱり歴史の中でその責任を負わなければと思っております。この議場にも何人かのその時の議員がおられます。我々も今、議会としての判断を後世に問われる。行政と市民が一体となってこの難局に立ち向かう。そういうターニングポイントとして私どもの判断が問われる。一人でも多くの議員の賛同をお願いいたします。

議長 次に賛成討論ありますか。反対討論ありますか。（「反対」の声あり）

牧野 晶君 私は第20号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、これに反対の立場で反対討論をさせていただきます。昨日、今日とかなりしつこく質問をしまして、市長とやりあいました。それに対し誠意をもって回答していただいたことは大変ありがとうございます、という思いはあります。そして私はこういうふうに思っています。市長は ことばはちょっとあれですが 私は財政健全化計画、この5年間

の達成のめどはついていると思います。確かに言われるとおり、5年間の財政健全化計画、現時点で5年終了後には数字の目標の達成というのは私はできていると思います。

そういう点で、市長の給与15パーセントを戻すという点については、それと連動しているということであればそれはそれで説明でわかった点もあります。が、私は現在の景気を考えると、財政に見通しがついたかという夕張のようにはならないという思いはありますが、ただ、一抹のまだ状況を見切る必要があると思います。

そういうことを考えると、3月31日で市長のこの15パーセントカットを財政健全化計画達成のためのことは終わりとするとしても、4月1日からは今の経済状況をかんがみ、もう少し今の経営を、今の経済状況を考えるともう少し継続する状況にあると思い、この第20号議案に対し反対いたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第20号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第21号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第21号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第21号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第22号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第22号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対しては、笠原喜一郎君ほか2名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。よってこれを本案とあわせて議題といたします。

議長 審議の方法についてお諮りいたします。修正案についての提出者説明及び質疑は、原案についての質疑終了後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、修正案についての提出者説明及び質疑は原案についての質疑終了後に行います。

議長 最初に原案についての提案理由の説明を求めます。

総務部長 第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は主に2点でございます。1点は、職員の給与のカットの復元でございます。もう1点は、地域手当の制定でございます。めくっていただきまして新旧対照表をご覧くださいと思います。

第10条の3で、地域手当を制定するものでございます。この地域手当につきましては、今までは南魚沼市としては 地域手当は東京とか神奈川、大都市に派遣した場合についてその当該地域において、民間の賃金の水準と物価等の差が出ている場合においては手当を支給することができるということになっております。これを今まで該当がございませんので制定はしておりませんでした。標準的な条例には入っておったわけですが、制定をしていなかったわけでございます。

つきましては今回、来年21年に東京の環境省の方へ職員を派遣するということになりました。それによって、この条項の追加ができたものでございます。2条で給料の中にそのものを地域手当を含め、それぞれそれに関係したものをアンダーライン、次の4ページ、5ページ等の改正をさせていただくものでございます。また、5ページの一番下の附則の27項でございますが、見出しが今まで入っておりませんでしたので、今回見出しを入れさせていただいたというものでございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 原案に対する質疑を行います。

宮田俊之君 お伺いいたします。3ページ目の地域手当の内容についてお伺いしたいの

ですけれども。物価等を考慮してということで、まずこの算定基準ですね、ここについてお伺いしたいことと、こちら側の職員の経験等係わらず、これを見ますと管理職手当等々を含めてこのパーセントを決めていると。要は一定額ではないということですよ。

物価等を考慮してということになりますと、一定のお付き合いが大都市であるのであろうということで決まるのでしょうか、ここがなぜ一定額ではなくて基本の月額からパーセンテージで払わなければならないのか。ちょっとその辺理解に苦しむので説明をお願いいたします。

総務部長 それではこの100分の18を超えない程度という部分の件でございますが、これはそれぞれの地域、例えば東京、神奈川、千葉それぞれ人事院規則で定めてございます。例えば東京の場合は、100分の17とかそういう算定で、人事院規則で定めております。そのものを準用いたしまして、市の給与の規則で定めるというかたちになっております。

議長 ほかにありませんか。

(「定額では」の声あり)

総務部長 失礼しました。定額でということで。だから私が申し上げましたように率でやっていますので、給料に率を掛けるということでございますので定額にはなりません。

牧野 晶君 これは勤務手当というよりも、要は物価が高いからというそういう意味で支払うわけですよ。そのまず確認をお願いします。

総務部長 そのとおりであります。

牧野 晶君 はい、ということでそして私がちょっとお聞きしたいのは、例えば単身赴任と家族みんなで行くのだと、向こうでかかる経費というのが当然違うわけですよ。単身赴任一人で行くのと、家族全体で行くのと。そういうことを考慮すると、例えば単身と家族で行くので差をつけるべきだと私は覚えがあるのです。これは民間ではやっているところがほとんどじゃないのかなというふうに思っているのですが、その点はどういうふうに考えておられるのか。よろしくご答弁をお願いします。

総務部長 単身、家族というお話でございますが、基本的には、よっぽど長期ではない場合においては、派遣なり出向を命ずる時は単身で計算してございます。ただ、今、議員さんが言われるように、この手当と別に住居手当とかそういうのは、当然単身でその算出はいたしますが、地域手当で家族だ単身だということについての差はつけることにはなっておりません。ただ、家族で行っていただく、単身で行っていただく、それはその家族の実情によって変わるものというふうに理解しています。以上であります。

牧野 晶君 だから私はこういうふうに思っているのですが。要は、勤務に対する勤勉手当的などということではなくて、地域の物価に対しての手当ということであれば、単身で行く部分と家族で行く部分では当然経費がかかるので、単身で行くのであれば家族の分を負担するのは、私はちょっと違うんじゃないのかなと。私は思いがあるんですが、そのところは全然、全然補正というのを考えていなかったかというね。例えば係数の単身の場合は半分だとか考えてなかったかについてご答弁をお願いします。

総務部長　　ちょっと言葉が足らなかったかもしれませんが。10条の3のところの2項で、地域手当の月額が給料、手当及び管理職の手当の月額の合計額に100分の18という定めになってございます。そういうことでありますので、扶養がいれば扶養手当を入れる、管理職で派遣されれば管理職を入れると。こういうかたちで計算をするということになっておりますので、これはうちだけが特別の定めをしているわけではございません。ご理解をお願いいたします。

(「議長、4回目ですけれど、先ほど答弁1回あれがあったのでもう1回ちょっと」の声あり)

牧野 晶君　　そういう点も踏まえて、これは条例になっていると言われますけれども、私はちょっと先ほどの説明だと、要は向こうに家族を連れていった場合と、連れていかない場合で、その地域手当を支給するのはおかしい。例えば、満額単身の場合と・・・要は暮らす方が違うわけですから、そういう点で考えるとおかしいんじゃないのかなという思いがあるんですがその点、もう1回、ちょっと先ほど答弁漏れの的なものがあったと思うのでお願いします。

総務部長　　本会議でございますので、間違った答弁をすると困りますので、総務課長がきちんと答弁をさせてもらいます。私の方で間違ってしまうと、議事録に載りますのでお願いします。

総務課長　　地域手当でございますけれども、これにつきましては国の人事院規則で内容が定められております。その中身をちょっと読みますと、物価等も踏まえつつ、民間賃金の水準の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整をはかると。そういう目的で設置をされているということで、平成18年からこういった格好でもって設置されている手当です。牧野議員のおっしゃることも話としてはわかるのですが、基本的に人事院で定められた地域手当の内容が、一人で行くか、あるいはみんなで行くかということについては、反映をされておられませんので、市の方の地域手当の条例についてもそういったことで規定をしたということでございます。

議 長　　原案に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についての原案に対する質疑を終わります。

議 長　　次に第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する修正案の提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君　　第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正に対する修正案の提案説明をさせていただきます。私たちはこの23号議案に対して、修正案を提出したその意味は、先ほど議論がありました地域手当であります。このことは私たちは賛成をすることであります。2006年にこの制度が設置をされ、国家公務員の給与を全体的に下げて、そして1ランクから6ランクまでの3パーセントから18パーセントという最大の地域手当を創設をするという、その部分については賛成をすることであります。

また、私たちのこのかたくりも、職員の給与について基本的には人事院勧告を尊重するというその立場には変わりはありません。今、いろいろと官民給与の部分を言われておりますけれども、しかし、それらをこの地域にではどうやって採否ができるか。そういうことを考えた時には、現制度である人事院勧告を尊重し、そしてその中でやっていくということが基本的には、なければならぬというふうに思っておるところであります。

そこでであります。この修正案については、この地域手当についてはそのまま残すと同時に、ただし今まで職員の皆さん方が5パーセントカットをしたその部分については、今、戻すべきではないと。その部分を削除をする修正であります。附則第26項中のその部分を削るという修正案であります。皆さん方からご同意を得たいと思っております。

この理由につきましては、私は先ほど市長が言いましたけれども、この5パーセントカットは財政健全化がなったという見方と、私たちはまだその段階ではないという、その差があります。それから、この3年間という部分についても、市長はこの導入をする時に確かにおおむね3年間という一つの目安は示してあります。私たちもそれに対してきちっと聞いております。

ただし、その時の状況に応じて延びることもあるという話をされてきたわけでありまして、先ほど市長は財政健全化のめどが立ったというその部分については、私たちはまだそうではないだろうということで、ここを削るところであります。

更にもう一つは、今の状況の中でせつかくこれだけ3年間、職員始めすべての人たちが、がんばってやってきた中で、ここで戻すということは、その努力が私は水泡に帰すだろうというふうに思っています。行政の基本は信頼であり、市民との信頼であります。そのことを考えた時に私は、ここは続けるべきだということで、修正案を提出させていただきました。大勢の皆さん方から賛同をいただきたいと思っております。

議長 修正案に対する質疑を行います。なお、この質疑は執行部に対しても行うことができます。質疑ありませんか。

牧野 晶君 提出者にお聞きします。三人での提出ということですが、皆さん、提出者の笠原さんと同じ理由での考えなのでしょうか。というのは、私が思っているのは、遠山議員という監査委員がはいっているわけです。そういう点でまた、私は大変監査委員の方から、監査委員を兼務している、議会選出の監査委員の方から、こういうふうな不安があるというふうな声があるというのは、またものすごい・・・ちょっと財政に対して認識が要は甘いから5パーセント戻すなという指摘について、大変重大な重要なことじゃないのかなという思いがあるので、まず笠原議員にその点どういうふうに内部で、と同じなのか。また、遠山議員の方はどういうふうな考えを持っているのかについて、お聞かせいただきたいと思っております。

またそれと同時に市長の方には、監査委員が賛成者になり提出されているわけですが、監査委員の中で今度は財政に対してちょっと要は見通しが甘いんじゃないかというふうなのを出されている議案でもあるわけですね。修正案でもあるわけですから、その点についてどういうふうに思っておられるのかについてご答弁いただきたいと思っております。

市長 監査委員の方でございますけれども、代表監査委員が広井さんでございますね。広井監査委員の方から、未だこの問題が出てから、特にこれが非常に財政上問題があるとか、そういうことは一切ご指摘を受けておりませんので。遠山議員がこうした真意は私にはわかりませんが、監査委員という立場を忘れたのかもわかりません。それはわかりませんが、私は一切そういう報告はを受けておりませんし、勧告もを受けておりませんので、財政の健全化はきちんとやれる。私も自信を持ってそういうことを言わせていただきたいと思っております。

笠原喜一郎君 議員という立場で三人とも同じ考えであります。この財政健全化のめど、それから時期、それらをあわせて提出をさせていただきました。

牧野 晶君 私はこういうふうに思うのですが。監査委員の考え、遠山議員の考え方というのはわかりました。ただ、私は監査委員というのは、合議制では確かないという思いがあるわけですが、代表監査委員からは、もう片方の委員の方からは声があるわけですが。それについての答えを必要だと思うのですが、そういう点についてご答弁をお願いします。

市長 未だかつて遠山監査委員から財政的な問題についてご指摘を受けたことは1回もございません。ですので、こういう事態になろうとは私も想定はしていなかったということでもあります。ですから、一切お話を聞いておりません、遠山監査委員からも。ですので、さっき触れましたように、ちょっと失礼な言い方ですけども、会派の結束を重視したということはわかりましたが、監査委員という立場をお忘れになったのかなという思いは若干ございます。監査委員としてのご意見は全くいただいておりません。

牧野 晶君 監査委員としての立場をお忘れになったとかなんてこと。監査委員は独立した機関なのに、ちょっとそれは言い過ぎではないのかなと私は・・・(「ですから受けていないから忘れたのかなということ。全く言われていませんから」の声あり)それは忘れたのかなはわかるんですが、そういう意見が出ていることを、今、現実を目の当たりにしてどういうふうに思っておられるのかが答えが出ていないわけで、その答えを聞きたい。

市長 ご本人からお話を伺っておりませんので、皆目見当はつきません。今、この提出者は、私と考え方が違いますので財政健全化のめどが立っていないということだということです、まあそれはどうだか。そういうふうに思っていらっしゃるのであれば、ですけども、私は全く説明も何も聞いておりませんし、今こういうことをぽんと出されたわけですので。どういうふうに思うかと言われると、ならば、この賛成者の立場として、監査委員として、こういう部分がここおかしいということをご指摘いただければ、またそれに対してご答弁させていただくことだと思っておりますので、特別、これ以上どうこうどうも申し上げる部分がございますので、よろしくをお願いします。

議長 修正案に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって修正案に対する質疑を終わります。

議長 以上で第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正につい

ての原案及び修正案に対する質疑を終わります。

議長 討論を行います。討論の順序を申し上げますが、まず、原案に賛成者、次に原案及び修正案の両方に反対者、原案に賛成者、修正案に賛成者の順で行います。

ちょっと順序がわからないのでもう一度申し上げますが、まず最初に原案に賛成者ですよ、原案に賛成の方の討論。次に、原案及び修正案の両方に反対の方。そして次が、原案に賛成者。修正案に賛成者の順。順々には言いますので、手を挙げていてください。まず、原案に賛成者の討論を行います。

佐藤 剛君 私は第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についての、原案賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。大変この問題、先ほど来いろいろな意見がでていきますように非常に微妙なところもありまして、難しいところもあるんですけども、一番問題になっているのはやはりこの問題が、いろいろな問題がそれこそ一緒になってしまっているということがあると思います。私は一つずつちょっと私の賛成の立場を説明したいと思います。したがってちょっと長くなるかもしれませんが、野次をひとつ飛ばさないように聞いていただきたいと思います。

地域の経済状況を踏まえまして、こういうタイミングでなぜ今、5パーセントカットを戻すのかということですけども、この5パーセントカットのそもそもの始まりは、市長、先ほど言いましたように夕張市にみる自治体の財政破たんから始まりまして、各自治体の財政健全化の必要性があり、その中で、我が当市も財政健全化のめどを立てるには、市民も我慢する、そしてまた職員も我慢してもらって財政健全改革を5カ年の中でやっていこうということとで始めました。

その中でおおむね3年間、職員も議員も賃金をカットしながら健全化のめどを立てるということでありまして、その健全化のめどが立たなければ延長もあり得るというような、多分当初の始まりだったというふうに思います。では、健全化のめどは立ったのかということなのですけれども、立っていないじゃないかという発言もありますが、市長がおっしゃいますように例えば実質公債費比率から見ますれば、平成27年ですか、そこで18パーセントになる、目指すわけですので、そういうところからすればまだ過程であります。ただ、今まで進めてきた中で、そういうこの計画どおりにいけば何とかなるといふめどはやはり立ったんだと思います。

先ほど、今まで3年間賃金カットをやってきた中で、ここで戻せば今までのカットの分が水泡に帰すじゃないかというような発言もありましたけれども、そうではなくてそういうことをやりながらめどをつけてきたんだというふうに私は感じますので、市長が言いますように大きな変動がなければ、目標達成ができるというようなめどが立ったのではないかということで、3年間終了で現状に戻すというわけであります。

では、先ほども話がありました21年度の会計の中で、税収の落ち込みが大きいと。今後その落ち込みが大きくなる予想が出るじゃないかという、そういう議論もありましたけれども、実際、税収も落ちていますが、財政健全計画を進めながら、進めながらですけれども、

こういう事態での国の対策とかその他いろいろなことを含めまして、21年度予算は組むことができたわけです。税収は落ちていますが、総体として、全体としては景気対策とか経済対策を含めて含めてですけども、予算を組むことができたわけでありまして、この姿が私は本来の行政運営の在り方だというふうに思うのです。これが地方財政制度だと思うのです。

ですので、そういうことに一応なったのであれば、先ほど出発点の話をしましたけれども、ここでこの5パーセントというのはいったん戻すというのは、やはり必要だというふうに思います。ただ、21年度計画の中で国の施策を含む経済対策でも、それを上回るような地域経済の悪い状況が続きます市として新たな政策が必要になって、それでまた財源はもうない。見出すことができない。というふうになった場合は、市長も今回の一般質問の中でも言っていますが、再度、職員、議員の給与、報酬をカットも視野に入れた経済政策は必要になるかもしれません。その時はその必要性を私共も職員も、やっぱり理解を示すべきだと思うんですけども、こういうこの時点はいったん戻すというようなところが私は正しいのではないかなというふうに思います。

また、もう一つの議論としまして、職員の給与が高いのだからこういう状態なので、そこから財源を捻出すべきだという議論もあるかもしれませんが、職員の賃金のあり方は是正ですね、が必要であるならば適正な方法を別途やはり、昨日もちょっと話が出ましたけれども検討すべきであります。その経過がなくして高いから給与からまわせば何とかなるんじゃないかというような、少し安易なところで職員の給与のところだけに頼って行政運営に充てていくということはどこまでどうしたら妥当なのかというところがないまま、そういう話が進むというのは、考え方によってはきり際限がないわけです。じゃあここまでこうしたからいいというのではなくて、そういう議論をするのであればもっと根本からしなければならぬ。中途半端な打ち合わせすれば際限なくなるというような、そういう観点をやはり考えていただきたいというふうに思います。

したがって、今回は5パーセントはいったん戻す。しかし、かといって周りの状況は大変厳しい状況です。私のところにも電話が何本もきます。5パーセントをどうするのだと、戻すのではないだろうかと。というような話も実は来ますけれども、実態はこういう実態でありますので、先ほど来言っていますようにいったん戻しまして、今後さらに経済対策が必要になって、財源的にどうしても職員や議員や特別職やそういう給与部分にも手をつけなければならない場合には、やっぱり痛みを分け合ってがんばらなければならない、そのときだと。というふうに思います。そのとき改めて給与カットの議論が出るべきだというふうに思いますし、今そういう経済情勢には私は実際問題近づいていると思います。

したがって、すぐになるかどうかはわかりませんが、これから予算の中で経済対策をしますが、それで間に合わなかったら新たに私は市として、こういう娑婆の景気を回復するような手立てを市として私はしなければと思うのです。だけれども、それに財政がなかったら改めてそういう財源確保のために、最終手段として今やっているような方法もありうる

と私は思うのです。そういう時にはそういうところをむしろ市長は市民の立場に立って、積極的にそういう提案も職員組合の方にしていただかなければならない場面だって、私はあると思うのです。けれども、今はその時じゃないですし、その時が来たらぜひ、そういう方法も検討しながら、市政を進めてもらいたいというのを先ほど市民クラブのクラブ長が言いました。そういう発議も整備が整ったら、条件が整って出せる状態になりましたら、今会期中に皆さんの同意をいただければ出したいと思います。

ぜひ、この場面はそういうことを踏まえましていったん戻す。そして必要があるのであれば、再度また今までやってきた手法も視野に入れてやるということで、やっていただきたいと思います。ちょっと長くなりましたが、というようなことで原案賛成の立場で討論に参加させていただきました。皆さんの同意をお願いいたします。

議長 次に、原案及び修正案の両方に反対者の発言を許します。

宮田俊之君 私はこの第23号議案と先ほど提出されました修正案の方に、共に反対の立場で討論に参加させていただきます。今議会、ずっと市長の言葉を聞いている期待しておった部分はありました。今、佐藤議員から話がありましたとおり、今回3年間の約束を守りたいという首長としての気持ちは大変わかりますし、私もそれは理解をいたします。

ただ、私が昨日からの議論を聞いておまして、首長がですね、今後いついつまでにしっかりと職員組合等と話をつけるのだというようなめどといたしますか、それを経済対策とか財政の健全化等々の話はありませんけれどもそうではなくてやはり市民感情も含めて、いついつ頃までにしっかりとその部分を踏み込むんだという発言がありましたら、私は本当にこの提出されました23号議案、賛成していきたいという思いはありました。けれども、なかなかそのめどについて私にとっては先延ばしにされたというような感触を非常に持ちましたので、今回この23号議案については反対をしたいというふうに考えております。

ただ、私と同じような年代の職員がそんなに給料が高いとも思ってないのですが、私はひとつ住民との折衝の場面に立った時に、この5パーセントカットの復元という問題が非常に職務をやりにくくするのではないかとということをお大変危惧しております。

そういった意味を込めまして23号議案への反対と、修正案につきましては、先ほどから話がありました地域手当。この問題につきまして私は、例えば20歳の職員と40歳の職員が行った場合に、なぜ経費が違ってくるのかという部分が非常にわからずに、人事院勧告の率によるというのは当然わかります。が、市として独自の考えを示してもここはいい部分ではないかと思っておりますので、地域手当を含むこの23号議案については反対をさせていただくということで、議員一人でも多くの反対の方をお願いしたいと思います。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまでございます。私は原案賛成の立場から討論をさせていただきます。佐藤議員や笠原議員みたいにうまくは討論できません。私の気持ちで討論させていただきますのでよろしく申し上げます。

今回のこの修正案、議員の報酬、職員の5パーセントカット。私はいろいろ意見をいただ

きました。そうした中、私は今回59歳を迎えました。59歳の中で私はそれぞれ自分なりに目標を持ってやってきたつもりでございます。しかし、目標を持ってやるということは、自分一人ではできないと思っています。やはり家庭、地域、そして仲間、そうした大勢の支えがあって、私はそれなりの、自分なりの目標はできたしまたやってきたと。そのように私は思っているところでございます。

今、私も振り返ってみますと、平成元年に建設会社を立ち上げて、それこそ本当に楽しかったこと、また厳しかったこともありました。そうした中でやはり仕事というものは、一人ではできないのです。仲間が支えて、そして一緒になって働いて給料をもらって、そして払うと。これは当然のことです。ですがやはり働く人も私を頼って、そして働いていただきました。

そうした中、私も働いた皆さん方に人に負けないように、少しでも給料を払う。そしてボーナスもやりたいと。そういう思いの中で12年までやってきました。しかしその途中1回いろいろな事故がありまして、それこそ従業員の皆さん方に給料を払うどころかボーナスを払うことは厳しい時もありました。しかし、その時ですよ。まだそれでもほかの会社の皆さん方はそれぞれちゃんとボーナスもあったり、給料もあってよかった。それで私を支えてくれたのは、今はちょっとぐらい仕方ないのはわかる。やっぱりまたがんばってボーナスをくれと、給料を払ってくれと。そういう思いでまた私についてきました。やっぱり私、今考えても本当にありがたいなと、本当に感謝してやってきたのですが12年には辞めたんですけども。

私はこの市役所も企業と同じだと思っています、はっきり言って。やっぱり社長は市長、働く人は職員は従業員。私はいつもそう思っています。やはり職員は市長を頼り、そうしてきちんとして働いていただくと。私はそれが基本だと思っています。市長は厳しいところはやっぱり厳しく、ひとつ頼むと。そしてちゃんとカットしていただいて、また元に何とかなるようだったらじゃあまた戻して、困った時はまたお願いすると。そういうことを強く言っているんですよ。何でもかんでもすぐ、いつまでもカット、カットというのではなくて、やっぱり働く人の意気込みだっただけで感じてあげてやらなければ、私は必要だと思っています。

やっぱり今こそ、こういった時に新潟県20市ある中で、南魚沼市の職員はがんばっていくんだというところをまた見せていただきたいと思っています。そういったことを考えますと、私は5パーセントカットするよりも、職員の意志を高めるためにも、ぜひ、ここでまた元に戻し、意気を上げてほかの市に負けないようにがんばっていただきたいと、そういう思いで賛成討論をさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

議長 次に修正案に賛成者の発言を許します。

遠山 力君 私は監査委員としまして、財政再建が立ったとか、めどが立ったとか、立たないとか、そういうことを申し上げる立場にはございません。ただ言えますことは、非常に急激に経済状況が変わってきて、予想だにできないようになってきているということをお知らせしたいと思っております。

今朝の新聞にありました、昨日の国会の参議院の予算委員会で与謝野財政大臣が これメモをしてきたんですけども 海外経済の動向を見ても生産、機械受注、消費者のマインドを見ても、すべて悪化の傾向を明確に示しているというふうに指摘しております。これは世界情勢ですから、市のことがどうのこうのということではありませんですけども、いずれは市の方に及んでくるかもしれません。そういう状況を考えますといやおうなく火の粉が降りかかってきたような状況であります。そうしますと、やっぱり一緒になって財政再建とかそういうのをやってきた仲間でありますから、ここでもう一時しのいで、そして5パーセントカットをしていった方が、いくつかある選択肢の中でやっぱりこれが一番私としてはふさわしいのではないかというふうに思いまして、賛成者の方に加わったわけであります。

それから地域手当につきましては、これは先ほどからいろいろ説明がありましたけれども、それでなくてもラスパイレス指数が高い東京都の方にお仕事に行くわけですから、こちら辺は、92.6ということで聞きました。そこから行く方にやっぱりいい仕事をしてきちんと活躍してもらうためにはそういう手当は必要じゃないかと思しますので、私は賛成という立場でございます。そういうわけありますので、ご理解とそれからご賛同をいただきまして、修正案に賛成をいただきましたら幸いです。以上でございます。

議長 討論する方おられますか。まず、原案に賛成者の（「賛成。修正案に反対」の声あり）

若井達男君 先ほどの外野席の言葉は全く気にしないで、ひとつ簡単にやらせていただきますが、時間は制限はされていないと思います。私ども南政クラブ、こぶしクラブは、昨年の10月初旬行政視察ということで、北海道の石狩市に行ってきました。ごめんなさい。つつじクラブです。訂正いたします。石狩市の人口6万2,000人、全く当市と同じでございます。しかしながら驚くことに、距離は70キロメートル、当市からだいたい下の方であれば三条市ぐらいまで、それだけ広い海岸線を持っている、またはじからはじの距離の長い市でございます。ここではやはり財政健全化を行っておるということでこれを目的に行ったわけですが、詳細は別にしまして市長は20パーセントの給与・報酬削減、職員20パーセントの削減ということで私どものところからみると、はるかに大きな数字になっております。

しかしながら、この数字がどうしてできあがったかということで私は聞いてまいりました。これは執行部と組合の信頼関係だと。そしてこの石狩市は企業会計を持っておりません。執行部と職員と議会が一体になって、この財政健全化計画を進めたならばそれこそ当分の間で元に戻るんだということで向かっているという説明を頂きました。当分の間というものは、長い間ではないのです。当分の間なのです。決して5年10年を当分の間とは言わないんです。

そしてどうしてこの当分の間というのがここにできておるかということ私を私は考えました。やはり、財政健全化5カ年は立てました。しかし、その5カ年の中にきちんと財政健全化になるかというのは、また5カ年経過をした時にわかるわけですけど、当分の間は一生懸命にやれば2年で済むかもしれない、3年で済むかもしれないということで本来であれば

これに期日を入れてもよかったんです。はっきりわかっておれば。21年3月31日、20年12月31日というふうにわかっておれば、期日を入れてもよかったんです。しかしながら期日を入れないでやっていく、これがやはり信頼関係に成り立つ組合と執行部との間の約束事なのです。1年でも早く元に返そうと。そういったことがどうしていけないんですか。

私はやはり1年でも半年でも早くこれは元の状況に返すと。そしてその上にしからは、非常事態が発生した、いざという時に初めてまた話し合いというものが持たれるんです。私はそのように考えております。

しからは、この修正案どうですかということですが、私は修正案には全く修正に値しないというふうに考えています。そしてその中に、今ほど私の前に発言者がおりました。やはり、議会選出の監査という立場、監査委員という立場がやはり賛成者に名を連ねるというものは、私の議会経験はまだ浅いですが、なかなかこれはおかしなものだというふうに感じておりました。

やはり、ほかにも賛成者は失礼、この原案に反対者はいるわけですので、やはりこれを成就するには各会派の根回し、そういったことがあればその中に原案反対、修正案の賛成者として名前を出してこられるわけです。気持ちはわからなくはありませんが、やはり同じことを成すについて、今ひとつきちんとこない、しっかりこないということを私は感じております。以上でございまして、原案賛成、修正案反対の討論を終わります。大勢の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。反対の討論ですね。(「いや、今の討論と同じく原案賛成賛」の声あり)

笹木信治君 私は、原案賛成、修正案反対の立場での討論をするものであります。この問題は昨日来3日間の一般質問の中でも何回か議論がされてきてまして、すでに議論し尽くされた感もあります。私どもは3年前、この職員給与削減の案がでた時にこれに反対しました。したがって今これを元へ戻すということですから、これに反対する理由はないのですね、賛成なのです。そういう立場で討論しますと、昨日来からの市長の主張してきたことと私どもの主張が重なる部分かなりあります。しかし、これは市長と私どもは全く根っこが違いますから、似て否なるもので全く違うと思いますので、そういうことで聞いていただきたいと思っております。

まずこの公務員給与の削減ということは、本来あってはならないことなのです。給与を削減するということは、これは非常事態なのです。しかし今、全国でも本当に非常事態と言える自治体が多くなっている。そういう中では、私はそういうこともあり得るのだろうと、公務員給与の削減をするということもあり得るのだろうということは否定しません。しかし、給与というものは、三役の報酬、議員なんかの報酬とは全く異質のものですから、これはやはり同率に置くべきではないのです。

私はそういう立場からこの公務員給与を元に戻すという案に賛成するわけでありましてけれども、まずこのでは公務員給与を削減するというのはどういう場合かということをお問われた

場合、子どもはこう答えます。それはもう、医療や福祉・介護、聖域といわれる住民福祉のところに切り込む、あるいはいろいろは住民負担を上げる。そのことをやらなければ財政運営ができないというような状況に立ち至った時は、それは組合、従業員組合との話し合いの中で、5パーセントが10パーセントになるかもしれません。そういうことはあり得ても、一方的にこれを引き下げるといようなことはあってはならないというふうに考えております。

したがって、全く理由は簡単です。私は公務員というのは全体の奉仕者であって、市民や国民のために仕事をするわけですから、その仕事ぶりについて市民の皆さんから様々な批判や評価というものは、あっていいと思うのですよね。どんどんやるべきだと思うのです。しかし、公務員がその職責を果たした時はやはりそれにふさわしい給与を保証するというのは、やはり主人公たる市民、国民の立場、責務でもあると思うのです。

給与というものについての、いろいろな考え方がありました。ちょっと蛇足になるかもしれませんが、民間との比較もありました。これはご承知のようにこの20～30年間の景気の動向をみてみますと、いざなぎ景気の際は給料が下がらなかったのです。危機に至った時に。バブルの時もそうです、給料は下がらなかったのです。ところが今回は、かげろう景気とかと言われていますが、この景気の波の中ではものすごく民間の給料が下がったんです。

これはなぜかと言えば小泉内閣のいわゆる労働基本法の改正ですね。これが製造業への派遣をやっぱり解禁してしまった。そのことから事業所での非正規職員と正規職員が、もうほとんど50パーセント、50パーセントぐらいになってしまった。当然給与が下がります。正規の職員の給与も下がるわけですから、ものすごい給与の下がり方があったわけですが。

私は給与というものは、1カ月20万円で募集しても人がくると、15万円で募集しても人がくる、10万円で募集しても人がくる。それが給料だというのは違うと思うんです。それはもう人間として扱ってないということで、物として扱っている、資材の単価として扱っていると思うんですよね。

やはり給料というものは、口はばったいようですけども言ってみれば、人類社会が継続発展していくと、このことが基本でなければならぬと思っています。結婚して子供を産んで育てる、教育する、労働力を再生産するということが保障されなければ、私は給料じゃないと思うんです。そういう意味で言えば、今の民間給与はいかにも低い。低いというような段階ではないですね。年収200万円というワーキングプアー、働く貧困層と言われますが、こうした人々が1,000万人を超えている。

こういう現実を見据えて、これをどう底上げをするかというのが、今、国も地方にも我々にも課せられている重要な課題だと思います。だから我々は最低賃金を引き上げるとか、あるいは、市でいえば公共事業、今年の予算でいうと80億円、90億円近い公共事業展開が予定されていますが、この約3割は人件費です。

皆さんもご承知のように、公共事業の労務単価、普通作業員が1日1万2,500円で設計されていますよ。しかし、実際働いている労働者の皆さんがそんなにもらっていますか。6,

000円から8,000円くらいです。6割くらいしかもらっていないんですよ。(「笹木議員、元に戻ってください」の声あり)いや、大事なところですから。これをやはり8割、9割に上げるということであれば民間が潤うのです。こういうことをまずやらなければならない。

それが大事なことであって、公務員給与が高すぎる 平成18年ですか、人勤が勧告して公務員給与を5パーセント引き下げました。これは私ども反対なのです。やはり給与というものは、労働力を再生産するということが大前提でなければならない。それが保障されるものでなければならないというふうに考えています。

したがって 蛇足が長すぎると差しさわりがありますのでやめますが そういうことから考えて、やはり公務員給与を引き下げるとするのは、本当に労働組合と執行部、議会とが一体となった事態、そういう非常事態というふうに私は考えるべきだと思います。したがって今の情勢はまだそういう情勢にないということから、これを元に戻すという原案に賛成するものであります。したがって修正案には反対ということになります。以上であります。

(「原案反対です」の声あり)

阿部俊夫君 いろいろな議論があるわけですがけれども、私はこの23号議案原案に反対の立場で討論をさせていただきます。今の状況というのはそれぞれいろいろな議論があったわけですがけれども、私は市長が必要であればいつでもまたカットに応じる、そういう厳しい認識でおられるということは・・・

議 長 阿部議員、お話中ですが、原案に反対ですよね。修正案はどののかも言ってください。

阿部俊夫君 わかりました。では冒頭に申し上げます。修正案に賛成をいたします。

先ほどから話がありますけれども、本来、職員の給与等に触れる、カットをするということとはこれはやはり本来の姿ではないと、そういうことは私も強く感じておりますけれども。予算も組んだ、財政のめども立った、市長が言われる財政再建のめども立ったかたないか、こういう元は議論になると思うわけです。

私は3年前に思い切って職員カットをした時よりも、これから厳しくなる。必要に応じてすぐにやるということですから、何人かの議員からおっしゃられましたように今は賛成をして、そしてまたすぐ変えればいや、こういうことも一理あるかと思うのですが。予算も税収を見込んでだいたいできた。税収の足りない分は地方交付税で補えばいい。こういうことですがけれども、交付税の原資、国税五税は、この前の一般質問でもお話し申し上げましたが、これは国が地方に配分をする、責任を持って地方が財政運営ができるように配分をするために一時に預かる、そういった類のものだと思います。

特に法人税は35.8パーセント、それから所得税、酒税32パーセント、消費税もたばこ税もそれぞれ税率が決まっておりますけれども、これが今度はこの状況だと相当にやはり落ち込んでくる。本来、地方交付税は共有独立の法則、原則というもので、国の会計から独立をして、地方公共団体それぞれ自治体に配られるものです。けれども、これがやはり市税が落ち込む、そしてまたその分は地方交付税で補てんをしなければならない。しかしながら、

そのまた地方交付税も相当にこれからこの経済情勢だと落ち込んでくる。

こういったことを考えると、今はめどが立ったといいながら、またじきに相当厳しい状況がすぐに来る。目の前にぶら下がっている。3年前よりも今の状況は相当厳しいんだと。そういう認識でもう少し。

冒頭申しましたように、職員給与にまで、我々がこういうふうにかットに關与する、これは本当に本来の姿ではありません。そういうことは重々わかっておりますけれども、今の現況の中で職員の皆さん方からも一緒になって協力をしていただけたら、そういうふうに思います。人事院勧告をちゃんと通してやっているわけですからあれですが、給与が高いか低いかわ、こういう議論もいろいろされました。今のこの社会の中で、やはり私は高いと思います。霞ヶ関、人事院の感覚そのものも、私は今の時勢とははずれた感覚を持っているんじゃないかなと、そういった感じがいたします。そんなことで、原案に反対、修正案に賛成ということで、討論をさせていただきます。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。まず、修正案について採決をいたします。第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する、笠原喜一郎君ほか2名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって修正案は否決されました。

議長 次に、原案について起立による採決をいたします。第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案の通とおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

議長 暫時休憩といたします。再開は11時45分といたします。

(午前11時30分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時45分)

議長 廣井監査委員、急用ができて午前中欠席の届が出ております。これを許します。

議長 日程第9、第24号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第24号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。平成21年に開催されますトキめき新潟国体に参加する選手、監督、役員、視察員、あるいは大会運営に公的支援をする者、及び報道関係者について、事

前の準備期間も含めて大会の開始の3日前から大会終了日までの間に、当該大会、主催者の定める宿泊要領等に基づいて宿泊する者の、入湯税につきましては課税を免除するという規定を今回追加したいものであります。

なお、改正にあたりましては、今後も開催される国体の開催地となることを想定いたしまして、今大会に限らず、今後の国体については同様の取扱いとする内容の改正でありますのでよろしくお願いをいたします。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第25号議案 南魚沼市地域活性化・生活対策基金条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは、第25号議案 南魚沼市地域活性化・生活対策基金条例の制定について説明を申し上げます。本条例につきましては、国の2次補正に基づきまして交付金を頂く、その交付金の3割を基金造成をなさいという規定になってございます。その規定に基づきまして、提案をさせていただくものでございます。

第2条の基金の額といたしましては、一般会計歳入歳出で定める額ということになってございますが、1億2,873万9,000円でございます。その基金の処分、第4条でございますが、処分は22年3月31日限りで処分なさいとこういうことでございます。

内容といたしまして、3点を今計画しているところでございます。1点目としては、中小企業の信用保証料を補助する関係の6,600万円を一応今計画しているところでございますし、妊産婦検診、妊産婦医療の助成、それから特別支援学級の介助員の雇用等のものを計上する予定でございます。当初予算にでておりますので、またその辺のところは後ほど説明させていただきたいと思っております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

岩野 松君 1点だけお聞かせいただきたいと思いますが、効力を失った場合に残金があった場合はどういう方法になるんですか。

総務部長 残金があった場合は、返さなければならぬような状態になりますので、残金がないように全額処分するというかたちになります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第25号議案 南魚沼市地域活性化・生活対策基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第26号議案 南魚沼市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第26号議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。国は平成20年10月30日の開催の新たな経済政策に関する政府、与党会議、経済対策閣僚会議、合同会議におきまして、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策の策定を決定いたしました。内容につきましては、平成21年度にプラス3パーセントの介護報酬改定を行うことによって、介護従事者の処遇改善を図るというものであります。

国は報酬改定に伴う保険料の急激な上昇を、国費により抑制をすることとしております。市町村に対しましては、65歳以上被保険者の保険料上昇分の半額につきまして、介護従事者処遇改善特例交付金として平成20年度に交付されます。交付額につきましては3,705万1,000円であります。この特例交付金を受け入れるために、基金条例の制定が必要となりましたので、今回上程をさせていただくものであります。

条例につきましては、第1条設置からめくってもらいまして第7条の委任まで、記載のとおりであります。施工につきましては、交付の日からと考えております。なお、この条例の失効につきましては、平成24年の3月31日限りその効力を失う。この場合において基金に残額がある時は、当該基金の残額を介護保険特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする、そういうものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

宮田俊之君 先ほどの25号とも関連しますが、第3条のところでもっと教えてもらいたいのですけども、なぜにこちらの基金は有利な有価証券に代えることができるという部分が足されているのかちょっとわかりません。国の方から何か、何かに充てるみたいないい方があるのか。なぜ、25、26号で第3条の管理の方法で差があるのか。ちょっとあわせて教えてください。

副市長 ただいまのご質問でございますが、私の方からお答えさせていただきます。先ほどの基金の設置期間は、1年間限りでございます。こちらの方は24年までということになって期間がちょっと長くなっていますので、その間の基金の運用がしやすいということで、そういうことで証券に代えても有利な方法で運用ができるということになっています。以上です。

岩野 松君 私も今のことを聞こうと思ったのですが、それと同時にこの有利な有価証券に代えることができるということで、有利になる場合もあるけど不利になる場合もあるんですが、そういう時には責任はどこで持つのかというのを1点お聞かせいただきたいと思えます。それとこれは、そこに従事する人への報酬だという言い方をしていますが、そうすると、そこに従事する臨時職員やそういう人にもすべて該当すると考えてよろしいのでしょうか。

副市長 それでは前段だけ私の方でお答えさせていただきます。有価証券の範囲でございますが、私どもとしては国債とか地方債とか絶対確実なものを予定しておりますので、もしというような想定は今のところ考えておりません。

福祉保健部長 この3パーセントの介護報酬のアップにつきましては、介護報酬単価にはそれぞれ反映されるわけです。ただ、その反映された分につきましては、正職員、臨時職員さんに対してそのまま上乘せした分を支払いをするのかどうかは、その施設、施設の事情等によって、それは我々にはわかりません。ただ、その介護報酬のアップ分については、なるべく施設の方から従事者の方に支払いをしてほしいと、そう願っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第26号議案 南魚沼市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第26号議案は、原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は1時5分といたします。

(午前11時58分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分)

議長 日程第12、第27号議案 南魚沼市医師修学基金条例等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それでは第27号議案 南魚沼市医師修学基金条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。この条例改正は平成21年4月1日付で市立城内病院を市立城内診療所とすることに伴い関係条例の改正をお願いするものであります。第1条では南魚沼市医師修学基金条例を、第2条では南魚沼市病院事業の設置等に関する条例を、第3条では南魚沼市市立病院に勤務する医療技術職員修学金貸与条例を、第4条では南魚沼市立病院医師住宅等管理条例をそれぞれ改正するものでございます。

それでは3ページ目の新旧対照表をご覧くださいと存じます。右側が現行、左側が改正案でございます。第1条関係でございますが、中の1条、設置でございます。これは市立城内病院を「市立城内診療所」に改めるものでございます。それから第2条の関係でございますが、病院事業の設置等でございます。現行、第1条病院事業の設置ということでそこに書いてございますが、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、次に掲げる病院の病院事業を設置するということで、そこにゆきぐに大和病院、城内病院としておりましたが、これを改正案の方では病院事業を1条と1条の2項と二つに分けて2項を起こします。それで1条の方では「病院事業を設置する」ということ。それから2項の方では病院事業を行う病院及び診療所(以下病院等)ということで、名称及び位置は次のとおりとするということでそれぞれ「ゆきぐに大和病院」「城内診療所」でございます。

それからその次の2条の運営の基本でございますが、そこで病床数を、城内病院の方ですけれども一般病床が21床、療養病床が4床でございますが、この前もご説明いたしました、診療所は有床診療所が19床以下ということになってございますので、21床を一般病床「15床」に改めるものでございます。15床プラス4床で19床ということでございます。

それから病院の管理者の事務云々というのがございます。それから南魚沼市立城内病院にあってはということがございますけれども、それをそれぞれ「病院等」あるいは「南魚沼市立城内診療所」というふうに改めるものでございます。5条は、病院はというのがございますが「病院等」に改めるものでございます。それから第3条の料金でございますが、これも病院を「病院等」に改めるものでございますし、第8条の委任、これも同じく字句を訂正するものでございます。それから別表の欄1でございますが、これも城内病院を「城内診療所」に改めるものでございます。

続いて第3条の関係でございますが、これは医療技術職の修学資金の貸与条例でございます。その表題ですが、南魚沼市立病院にというものを「南魚沼市立病院等に勤務する」ということで表題を改めさせていただきます。それから1条の趣旨でございますが、定める病院、

市立病院ということですが、「定める病院等(以下「病院等」)」ということですのでそういうふうに字句を訂正させていただきます。市立病院というのをその下も「市立病院等」ということとさせていただきます。

それから第8条に返還債務の当然免除というのがございますが、そこも市立病院というのが「病院等」という字句の訂正でございます。めくっていただきまして、第9条それから第9条(1)と(4)がございますが、同じく字句の訂正でございます。それから第10条それから第11条の市立病院の職員となったときというのが「病院等の職員となったとき」といずれも字句の訂正でございます。

それからその下の方で第4条関係で住宅管理条例を変えるものでございますが、これも1条で趣旨の中で市立病院というものを「ゆきぐに大和病院及び城内診療所(以下「病院等」)」ということと改めさせていただきます。2条の定義がございますが、そこは同じように病院を「病院等」に字句の修正をさせていただきます。それから第4条で病院長の意見を聞いてということになっておりますが、それを「病院長及び診療所長、診療所長ということを加えて両方で適応できるということになっております。それから第14条の退去につきましても病院を「病院等」という字句の訂正に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえご決定いただきますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1~2お聞きをしますが、病院を診療所ということになるわけですがけれども、お話聞いてみますと4月から新しい先生が来られるというような話もありますし、内容的にはベッドが15床になるということでもありますから、その辺は変わるわけです。その他に従来と大幅に何か診療体制で変わることがあるのかどうか。そこをお聞かせ願いたいし、それから診療所になることによって病院であろうが診療所であろうが市が経営するわけですがけれども、何ていいますかいわゆる経営上、財政的に病院である場合と診療所の場合との差異といいますか。診療を受ける側からしますと初診料や何かは違いますよね、病院と診療所では違いますけれども。そういったようなこともあるわけですが、そこをひとつお聞かせ願いたいし。

それともう一つは城内近辺関係者からの「承知しました」というような話はあまり聞いていないのですけれども、説明会もこれからやられるという計画はありますけれども、これはあれではないですか、そうした説明会や何かが終わった後でもいいのではないですか。今これをあえて急いで名称の変更ということをやらなくてもいいと思うのですけれども、急がれるのはなぜなのかという、そこをひとつ聞かせください。

市長 なぜ急がれるのかという。もう前々から皆さん方にお話してありますとおり、このままではもう病院としての機能が保持できない状況であります。今、青木先生に病院長ということをお願いしてございますけれども、なかなかご承知のように先生、おいでいただく先生も こういう言い方・・・本当にもうつぎはぎだらけ的な先生方からおいでい

ただいているわけでありまして、この状態が長く続くということはちょっとやはり病院運営上リスクが大きすぎるということもございまして、ここで議会から議決をいただいたうえで住民の皆さん方にあらためて説明申し上げよう、そういう意味でございます。

決まらないうちからあんまり地元に出て説明しても、これはやはりある意味では議会で否決されたときはどうしようかということもありますので。そういう意味もあって今、出しておりますし、条例改正でありますので、ここを逃せば6月ということになるわけです。ですのでこれは宮永先生、あるいは他の病院の先生方とも十分相談させていただいたうえで、こういう体制が一番いいだろうということで今、出させていただきます。あとの問題はちょっとどちらの病院事務長かな。お願いします。

大和病院事務長　それでは前段の部分、ちょっと私の方で説明をさせていただきます、あと具体的なことは城内病院の事務長から説明をさせていただきます。まず体制が変わることということですが、この場合の予算の審議でもお話し申し上げましたが、診療報酬が病院とそれから診療所は変わってまいりますので、入院の報酬が病院から比べると非常に半額くらい低くなるということが一つでございます。変わって外来の方が診療報酬単価がちょっと高い。そういう部分がございます。

それからもう一つ基本的には、今市長申し上げたとおりなのですが、市長のお考え、それからまた地域の声、そういうものもありますけれども、一つはやはり病院というのは、あるいは診療所というのは、院長先生のお考えになるところが大きいものですから、そういったものも含めていろいろ事務長だとか市長の方で話はしていると思います。そういったものもまたこの後の中で、どういうかたちの中で生かしていくのかということも、アウトラインはあると思いますが、先生がおいでになってそれからそういう中で希望というのもやはり基本的には大切に、院長先生のご意向がありますのでということもございます。

一つは大和病院それから城内病院の中でのそれぞれ、今度城内診療所はそれなりの特色を生かした医療の提供、それから方法というのも考えておるわけです。一つ連携といいますかそういった中では、うちの大和病院の患者輸送バスを4月から城内病院と連結をしまして、ちょっと大崎方面のバスなのですけれども、バスを10分、15分早く出てそれから城内病院に寄って城内病院からうちの病院に来ると。そういうことを考えておまして今、指示をしております。と言いますのは例えばそれによって城内病院の診療所の方は内科が主体で外来診療やっているわけなのですけれども、うちの方は毎日ではありませんが例えば眼科だとか泌尿器科だとか整形だとかいろいろな科があります。そういったものも利用しやすくなると思いますか、そういう環境をつくるということに努めてまいりたいと思っています。あとは城内病院の事務長の方から説明させます。

城内病院事務長　病院から診療所になることによりまして診療報酬の件では大きく二つ相違点があります。ご承知のように先ほど大和病院事務長が説明したとおり入院の診療は約半額になります。その分外来診療報酬は上がりまして、再診療が60点から77点。それから特定疾患といいますか、大体この病院に通ってくる患者さんにつきましては特定疾患の

方がほとんどなのですけれども、それが一月の指導管理料というのが147点から225点。これらが大きく変わる点であります。そういった意味で予算編成の中でも入院の収入を減らす分、外来診療を増やすということがあります。

それから基本的な診療の形態ですけれども、今までと変わらない。基本的には変わらないということで考えております。それは地域で入院を希望する方、入院の需要というのがほとんど多くありまして、この病院の経営の中でも満床の状態が続いているわけなのですけれども、ただ、病棟の管理、常医師が少なかったり、看護師の体制が十分組めなかったというようなことで、診療所化ということで決断したわけなのですけれども。その部分が違うだけで、基本的には19床の病棟、それから今月曜日から土曜日まで。土曜日は一人ですけれども月曜日から金曜日までは午前・午後とも二人体制で外来の診療を行っています。

そういったことを基本に、それと在宅診療をあわせ、またパワーリハビリテーションというようなことで、城内病院の特色であります地域の皆さんのニーズに合ったかたちでの診療を継続していくということを、基本に考えております。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

岩野 松君 私も診療所化になるには非常に危惧しております。今、城内の事務局長もそう言っていましたけれども、入院希望者が比較的多いということで、減らしたけれども19床でやっていくということなのですが。過去に病院から診療所になったところは比較的すべてだとは言いませんけれども、外来だけになっていくケースが多いやに聞いています。そういう意味ではちょっと危惧する部分があるのですけれども、そこは担保されるのかどうか。市長お聞かせください。

それともう1点は基金条例のことですが、今これを活用している方と、それからそういう該当する方がおられるかどうか。ちょっとお聞かせください。

市長 担保と言いますと私が市長在任中は担保をいたします。あとは私がそう答えられるものではありませんが。いろいろご心配いただいて、大体流れとして病院から診療所になると今度は無床化だというようなことを、おっしゃっている皆さん方がいらっやいますけれども、少なくとも先ほど言いましたように私が市長をしている限りは無床化にもっていくつもりはございません。

一時は先生の確保等の問題もあって無床化もちょっと考えましたけれども、地域事情そして先生の確保のめどもあったり、それから大和病院の先生方からのご協力も大変ありましたので、有床化でこのままやっていきたいと私は思っていますのでよろしくお願いします。

大和病院事務長 後段の修学資金のことですが、これは医師の場合と、それからあと医療技術者ということで、作業療法士、理学療法士それから臨床工学士それから看護師、保健師、準看護師と助産師といういろいろあるわけですが。後段の医師以外の部分は、以前は利用していたものがおりましたが、今はございません。それから医師も前に一人だけ、聞いた話ですと利用するようなちょっと相談がけはあったということですが、現在利用されている方はおりません。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第27号議案 南魚沼市医師修学基金条例等の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第28号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 それでは第28号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてご説明をいたします。五十沢小学校と西五十沢小学校を廃止し統合小学校を設置するにあたり、この名称及び位置を定めるものであります。

内容といたしましてはそこにありますように別表第1中五十沢小学校、西五十沢小学校を「五十沢小学校」に改めるものであります。統合小学校につきましては今年度基本設計、実施設計を行っているところであります。平成21、22年度の2カ年事業で建設いたしまして、23年4月1日開校を目指しているところであります。これらの補助申請におきまして学校名、所在地を確定しておく必要があるということから提案するものであります。

なお学校名につきましては広く公募をいたしまして、その中から五十沢地区統合協議会で検討し、教育委員会に推薦のあった名前を「五十沢小学校」と定めたものであります。附則といたしましてこの条例につきましては平成23年4月1日から施行するという内容になっております。よろしくご審議のうえご決定をお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第28号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第29号議案 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 第29号議案 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正についてご説明をいたします。石打丸山シャンツェの使用料を一部改正するものであります。改正の内容につきましては、ちょっとめくっていただきまして3ページに新旧対照表がありますのでご覧いただきたいと思っております。右側の現行につきまして個人使用1日一人つき中学生以下が530円、一般高校生以上が1,080円。それを改正案といたしましてそれぞれ630円、1,260円に改正する内容であります。

改正の理由といたしまして現在石打丸山シャンツェのリフト施設につきまして、国体終了までは県の国体部局で管理しておりましたが、国体が終了いたしまして南魚沼市に管理委託をされることとなります。それに伴いまして同じ県の施設でありますリフト付きの妙高高原赤倉シャンツェの使用料と整合性をとるために改正するものでありまして、赤倉シャンツェの使用料と同額とする内容であります。附則といたしましてこの条例は平成21年4月1日から施行するという内容であります。よろしくご審議のうえご決定をお願いいたします。

議長 質疑を行います。

山田 勝君 なぜ赤倉と同じにするのか。その理由を教えてください。

教育次長 今現在の料金というのがリフトなしの料金で定められております。これも県の施設でありますし、赤倉シャンツェの方も県の施設でありまして、同じリフト付きの県の施設であるということから整合性を持たせた方がいいだろうということでもあります。また、県の方からもそういったことを言われておりますので、そういうようなかたちに改正するものです。

岩野 松君 特別あれするわけではないですけども。今までのところでの利用、赤倉シャンツェと比べたうえでの利用と、これからの予測というのはどう見ているかお聞かせください。

社会教育課長 赤倉の方の資料はちょっと手元にありませんが、塩沢の石打丸山シャンツェにつきましては、19年度は延べ人員で581人。そして20年度になりますと国体等で大分利用者が増えまして、1,218人ということでございます。以上です。「これからの見込みは」の声あり)

これからの見込みでございますが、国体後についてはこれから取り組んでいきたいと思っ

ております。

岩野 松君 赤倉と同じにするという理由がちょっと私はわからなかったもので、どれくらいの利用度によって。あまり差がなければ同じにしてもいいのかなと思ったのですが、赤倉の方が有名みたいな気がしたのだからちょっとお聞きしたのですけれども、そこら辺はどういうふうを考えるかお聞かせください。

教育次長 今回赤倉シャンツェと同じ料金にするというのは、先ほど山田議員に話したとおり、今までリフトがなかったジャンプ台でしたけれども、今度リフト付きになりました。同じ県の施設で同じジャンプ台ですので、同じ料金に定めたいということで改定する内容であります。

それから利用状況につきましては今回、国体がこれからあるわけですので、それに対するいろいろな練習とかいろいろ兼ねましてかなり今年は増えておりますけれども、この国体が終わりますとまた今までどおり、赤倉とこちらの石打丸山シャンツェを交互に県の大会が開催されます。また国体が終われば今現在と 今現在といいますか国体前と同じような状況になるのではないかなというふうに思っております。

牧野 晶君 新しく管理ということも含めて、ちょっとリフトの件があるのでお聞きしますが。リフトの事故防止というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

教育次長 そのリフトの事故防止まではちょっとあれですが、今までは国体の方で管理しておったわけですし、これからは南魚沼市が管理するにいたしましてもそういったノウハウがありませんので、リフトあるいはジャンプ台に詳しい業者の方をお願いして管理していただくかなと、そういうふうに思っています。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第29号議案 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第29号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、第30号議案 大和野球場条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 第30号議案 大和野球場条例の制定についてご説明をいたします。

現在大和野球場につきましては、屋外体育施設条例の中で規定されております。指定管理者による管理ということで条例設定がされておるわけでありますが、この3月31日で指定管理の3年間の期間が終わりますので、指定管理がいいか、直営がいいかということを検討してまいりました。

その結果12月議会で指定管理の議決をいただいたところでありますが、この大和野球場につきましては、使用者がほとんど大和地区の住民であるといったこともありまして、大和公民館で管理した方がより利用者にとっても便宜がいいだろうということであり、直営としたいということの内容であります。それに伴いまして今回、大和野球場条例を制定するものであります。

内容といたしまして第1条設置につきましてはここに書いてある内容であります。第2条が位置であります、この位置につきましても現在と同じ位置であります。大きく変わりますのが第3条の管理運営であります、野球場の管理運営は南魚沼市教育委員会が行うということで、この管理運営については現在指定管理者というふうなことでありますが、それが教育委員会の直営になるという内容が大きく変わっております。

以下第4条以下使用の許可、第5条使用の不許可等々がありますが、これらにつきましては現在の屋外体育施設条例の中で指定管理者とあるものが、教育委員会あるいは市長等に変わりますし、あと使用許可というところにつきましては現在は利用というようなかたちでそういった面で変わります。内容的にはずっと見ていただきまして、めくっていただきまして2ページの第12条委任まで、内容的には変わっていない内容であります。右側の方にあります別表(第7条関係)の使用料金につきましても現在の利用料と同じ内容になっております。

附則について説明をさせていただきますが、1といたしましてこの条例は平成21年4月1日から施行したいというものであります。2といたしまして南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正ということで、大和野球場が屋外体育施設条例からなくなりますので、この附則をもって屋外体育施設条例から大和野球場を削るものであります。

第3、第4につきましては経過措置ということでありまして、改正前に出された手続き等についてはこの条例の規定によるという内容が第3でありますし、第4につきましては改正前の条例で許可をしたものについては、改正前の利用料金を適用するといった内容の経過措置がとられているものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審査のうえご決定をお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第30号議案 大和野球場条例の制定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第30号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第31号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第31号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては新潟県後期高齢者医療広域連合が平成21年度の保険料について平成20年度と同様に暫定付加をしないこととしたために、伴いまして南魚沼市としても保険料の納期をこれにあわせる改正でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の附則。第2条の次に第2条の2を加えまして4月から6月までの暫定賦課徴収を行わず、平成20年分の所得が確定し本来の賦課を行った後の第4期から12期までの納期を定めるものでありまして、平成21年4月1日から施行するものであります。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お聞きしますが、この普通徴収といいますか、いわゆる年金天引きではなく、口座引き落としであるとかあるいは普通に納付するとかという方向は選択制がとられたわけですがけれども、この申し込み状況といいますか申請状況はそのくらいになっていきますか。

市民生活部長 本来ならば全部全員が基本的には特徴ということ。一定の額以上の方は、というのがありますが、法改正がありまして選択制に移行したわけでありまして。ちょっと詳しい数字はありませんが9,520人ほどの被保険者がある中で、新しい口座振替により移行した人たちが2,800人くらいの割合だろうというふうに理解していただいて結構だと思います。そんな具合で切り替えがなされているという内容であります。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

笛木信治君 31号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の改正案に反対の立場で討論をするものであります。後期高齢者医療制度そのものに反対をしてきましたが、これ

がやはり現在に至っても稀代の悪法であるという点では、大きな改善点は見られませんし、予算にも反対してきたところであります。何よりも国会では参議院で廃止法案が通っているわけですから。近々行われる総選挙ではまたどうということになるかもわからないという状況であります。引き続きこの後期高齢者医療制度の廃止を求めていきたいと考えておりますので反対するものであります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第31号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第31号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第32号議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず介護保険の財源につきましては、50パーセントが国・県・市町村の負担をする公費であります。残りの50パーセントが介護保険料となっております。50パーセントの保険料のうち20パーセントが65歳以上の第1号被保険者が負担する部分でありますし、残りの30パーセントの部分が40歳から64歳の第2号被保険者の負担となります。今回の条例改正につきましては平成21年度から始まる第1期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

資料をご覧いただきたいと思っております。資料ページが5ページ、6ページをお願いします。まず保険料の区分について説明をします。現行の第4段階を分割することについてであります。税制改正によりまして実施をしてきました激変の緩和措置が平成20年度で終了します。新たな対策としまして国は介護保健法の施行令を改正しました。所得段階において現行第4段階の乗率1.00の引き下げを可能としました。南魚沼市におきましても低所得者対策から現行の第4段階を分割をしまして、乗率の0.91の段階。これにつきましては、本人が市民税の非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入との合計が80万円以下の方、を新設をしました。したがってこれにより低所得者の負担軽減を図ったところでもあります。

次に現行第6段階を分割することについてでありますけれども、第4段階の負担軽減によりまして保険料の減収分の一部を負担していただくために、現行の第6段階を分割をしまして乗率の1.75の段階の新設を行います。新たに設定をします第8段階の合計所得金額につきましては300万円以上の方を対象としています。

次の根拠条項の改正でありますけれども、保険料の区分を現行の第6段階から第8段階に広げることにつきましては、6段階について規定をしています介護保険法施行令の第38条

から、多段階設定をしています第39条に基づく条例に改正をする必要があります。

保険料の改定でありますけれども、保険料の月額につきましては第3期計画の基準額3,934円。これは第6ページになりますけれども中ほどですが、3,934円に対しまして11.7パーセントの増であります。したがって461円の増となりますが、4,395円となります。差額の461円の内訳につきましては、3項のここへ表が添付をしてありますけれども、保険料基準額(月額)増加の内訳であります。

これにつきましてはまず増加をする要因としまして給付費の増加分。これが392円あります。次に報酬改定の影響額としまして120円。次に第1号被保険者負の担率の増分としまして228円です。次に所得段階の見直し分、これが85円あります。この増額のこれらを合計しますと825円になります。

減額の要因としましては第1号被保険者の増加分としまして三角の75円です。次に国の抑制措置分としまして三角の60円です。次に介護給付費の準備基金の取り崩しを行いますので三角の229円です。これの減額を足しますと三角の364円になります。先ほどの825円から今の364円を引きますと461円ということになります。

施行につきましては平成21年4月1日からの施行を考えております。ご審議のうえご決定を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。反対討論ですね。(「はい、反対討論」の声あり)

笛木信治君 第32号議案 介護保険条例の一部改正について反対の討論を行うものがあります。本案は今の介護保険の悪政の中で増大する介護料、それをやはり清算するうえでこういったことになるわけでありましてけれども、基金の取崩しなどを含めて一定の努力はしています。あるいは新たに2段階を設けて負担の軽減をとるといようなことも大事なわけですが、もうそうしたことでとてもこれを消化、負担の軽減ということに結びつけられない状況なのですね。私は一般質問ではもう既に制度的にやはり破綻しているというふうにも言ったわけですが、この後3年経つとまたこういったことが起こるわけですが、際限のない値上げが待っているわけです。私は国や県に抜本的なやはり改定を要求して行くべき時期にきているというふうに考えるわけでありまして。

そうした中で今この不況の状況の中で、11パーセントにものぼる料金の引き上げは、やはり大きな負担になる。そういう意味では今回の第4次計画においては市の財政出動もあっていいと思うわけでありまして、いろいろな困難の中でそれもできなかったということでありまして、私はそうした一定の努力は認めても、もう一步踏み込んだ努力を期待しておりましたので、それが見えなかったということに反対するものであります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第32号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18、第33号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 それではご説明いたします。第33号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この条例改正は昨年4月1日付で南魚沼市訪問看護ステーションが病院の方に移管をされまして会計も病院に移管をされております。それに伴いまして訪問看護ステーションが行う居宅介護支援事業、これはケアプランを作る事業でございます。それを大和病院が既に行っていたホームケアステーションでの居宅介護支援事業に統合する、合併するといえますかあわせるものでございます。

それでは3ページの新旧対象表をご覧くださいと思います。右側の現行では第3条の中で名称及び位置は次のとおりとするということで、そこに南魚沼市訪問看護ステーション、それからホームケアステーションと二つございますが、これを改正案では第3条の表中を南魚沼市訪問看護ステーションを削るものでございます。

ちなみに申し上げますが、本条例の中に書いてございますけれども、そのケアプランを作るものあって、要支援のケアプランを作る事業所とそれから要介護のケアプランを作る事業所の定めがありまして、要支援といえますか軽い人たちのケアプランは大和、六日町、塩沢の地域包括センターで作るように位置づけられております。それから要介護の人たちのケアプランは、訪問看護とそれからホームケアということなのですがそれを1本にする。そういうものでございます。よろしくご審議のうえご決定いただきますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども。ケアプランの作成の部分という話でしたけれども、私は感覚的に訪問介護でなくて「看護」という名称がなくなったり統合されたりすると、在宅介護の中でのその在宅医療との連携というのがこれからますます重要になると思うのですけれども。そこら辺まで支障が出てしまうのかなというちょっと懸念があるのですが、そこら辺従来どおりのかたちでいくのかというあたりをお願いします。

大和病院事務長 そのとおりでございます。訪問看護の方はどちらかといいますと、出向いてサービスを行う訪問看護と、それから訪問リハビリ、これが今非常に多くなっておりませんが、そういう事業の方に主にあたるということでございます。それからホームケアの方

はどちらかという相談業務でございますので、相談をしたりケアプランを作ったり、病院とそれから在宅の患者さんをつなぐ役割をしております。その事業職と一緒にやっているわけですが、どちらかというそういう訪問をしてサービスを実施する部分と、相談を受けてプランを作ると。それが連携をしながらやっているわけですが、どちらかというそういうふうと一緒にだけれども区分けをしていきたいと、そういうことでございます。

和田英夫君 大体内容はわかるわけですが、かつてのこの訪問看護ステーションは、医療サービスからプラス介護が入ってきて、しかもあの当時は意外と重度の医療サービスあるいは介護サービスを訪問看護ステーションがまかり、あるいはそういう事業実施をしてきたわけです。

しかも1点は、あの当時大和病院の一つの戦略としてややもすると当時の北魚沼地域、今魚沼市になりますけれども、むこうの圏域もかなり大和病院の一つのまた守備範囲である訪問看護ステーションが、いわゆる現場でのサービスを行ってきたわけです。が、こういうふうには今度は事業も大和病院の中に入れ、会計も入れ、こういうふうにはまたちょっと条例を改正するわけです。実際の医療支援サービス、介護サービスですね、現場での、それはもちろんこのケアプランを作りながらそこへまた向かって行くわけですから、内容的にはそういった地域的なのは変わっていないのか。意外といわゆる今の魚沼市圏域の利用度が減少傾向なのか。その辺の実態はどうなっていますか。

大和病院事務長 前段の重度云々というのはご指摘のとおりでございます。どちらかという軽度、予防的な部分は保健といいますか、あるいは福祉の分野にお任せをして、うちですとか、八色園ですとか、ヘルパーさんだとかというのが結構重度のものをもっていったという。したがってケアプランもそういうふうには、要するに接する人たちがプランを作るという、あるいは機能の評価をするという部分で、そういう役割りを担っていました。それは今も基本的には変わっておりません。

それから後段の魚沼市云々でございますが、訪問看護というのは基本的に医師の指示書に基づいて行われる事業でございます。したがってそれが大和病院の医師だけではなくて、あるいは他の医療機関の先生方から指示書が出る場合もございますので、例えば城内病院などの先生は、うちの方の訪問看護の依頼書を書いてございましたので、城内地区ですとか五十沢地区などに出るケースはけっこう多くなっておりました。それから中之島診療所でも一部いただいております。

それから北魚の方といいますか、魚沼市の方につきましては直接魚沼市にある医療機関から訪問看護の指示書をいただくというケースはそんなに、ほとんどないと思うのですけれども、魚沼市の方々が入院されたりそういうケースの場合ですと、在宅とそれから医療機関、病院を結ぶ相談には訪れますので、そういう中でケアプランを作ったり訪問看護に出たりというものはございます。量もそんなに減ってはいないと思っております。以上です。

和田英夫君 問題はこの訪問看護事業、ステーションの事業も大事であるわけですが、ゆきぐに大和病院の経営戦略からして言ったように、魚沼地域、魚沼市の地域、圏域

から大和病院にいわゆる外来で来ていただき、あるいは入院する。そのことがいわゆるその訪問看護事業なり介護事業につながるわけですからね。そういう面で力、いわゆる関心というか、そういう取り組みの意欲が変わっていないのか。その辺はどうなっていますか。

大和病院事務長 取り組みですとか姿勢は変わっておりません。ただ、市立病院という合併がありましたりそれからいろいろありまして、中の入院外来ともに比率を見ますと、やはり六日町地区、あるいは塩沢地区が伸びております。以上でございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第33号議案 南魚沼市居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第34号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは第34号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から制定をされております特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法であります。この中でエアコン、テレビ、冷蔵冷凍庫、洗濯機の4品目がリサイクルとして指定されているところでありますが、同法の政令改正によりまして平成21年4月1日から衣類乾燥機がこの中に追加をされたということに伴いまして同条例から削除する一部改正であります。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第34号議案 南魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第34号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第35号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長 それでは第35号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国におきまして道路法の施行令の一部を改正する政令が平成20年の1月、昨年1月18日に交付されまして20年4月1日から遂行され道路占用料の改正がなされております。この結果を受けまして新潟県におきましても平成20年12月26日に県の道路占用料の徴収条例の一部改正をする条例が交付をされまして、国から1年遅れますけれども、この21年4月1日から道路占用料が改正をされることになっております。

これに伴いまして当市におきましても南魚沼市道路占用料徴収条例の一部を改正する必要がございますので、今回提案をするものでございます。施行日につきましては県条例の改正に伴いましてそれにならしまして遡及をせず、この春21年4月1日としたものでございます。道路占用料改正の要旨でございますけれども、近年の地価下落傾向を反映をさせまして、道路占用料の減額措置をとるものでございます。例えば電柱、電話類の関係が多いわけでございますが、それだけで比較をいたしますと約4割の減額という措置になります。

当市における改正の影響額でございますけれども、市政施行時に占用料の区分が町村部から市部ということで下降されまして、本来そこで占用料、料金を改定をいたしますと約3割の増額措置がとられたわけでございます。けれども、国の激変緩和指導によりまして合併前の許可をされたものにつきましては、そのまま据え置くという措置がとられたために改正をしてございません。そういうこともございまして今回は改正をいたしますが、比較的影響幅は少ないということでございます。

ちなみに20年度、今年度でございますけれども占用料の収入見込み額につきましては、1,330万円を見込んでございますが、この条例改正に伴いまして試算をいたしますと、21年度の見込みにつきましては1,170万円ほどでございます。影響幅が約1割という減額の措置になります。また、先ほど申し上げましたが、市の道路占用料の8割以上が電力会社あるいは電話会社の電柱、電話類ということがほとんどの内容でございます。

それでは7ページの新旧対照表で説明させていただきますが、改正する箇所につきましてはアンダーラインで表示をしておりますのでご覧をいただきたいと思います。8ページにつきましては別表の第2条関係でございますけれども、占用料の改正を細かく表示をされてお

ります。県条例の市部に値する料金をそのまま適用させていただいたところでございます。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 占用料徴収ということで改正の方はいいわけですが、ちょっと私、電信柱を使うというのはしょうがないと、それに対してお金をいただくというのはしょうがないという思いがあるので、その点と同時に、ただ道路の通行の妨げになる電柱というの中にはあるわけです。立ててみたら例えば交通量の変化によって邪魔になっていったというのがあるわけです。そういうふうな調整というのはされたことがあるのかどうなのか。

私常々いつも思うのは、具体例を言いますけれども、関電気さんの前に電信柱が1本立っているわけです。向かい側の方ですけれども。あの写真のセブンさんの。そこが右折で17号に行くところと上田の方に行くので2車線に、右折レーンがなくて非常にあそこはつかえるので、電信柱が例えばあと5メートル何ていうんですか大和側の方にあれば、もうちょっとスムーズに動くのではないかなという思いがあったりとか、ちょっとずらしたりすればもうちょっとうまくずれる。まあ技術的な点で問題があるのかもしれないですけれども。

そういうふうな具体例を出して申し訳ないのですけれども、そういう点で例えば設置はされるのは当然いいですし、電力会社にしる、NTTにしる、いろいろとお金のかからない方法というのはわかるわけです。けれども、ただ道路の邪魔になって、それによって経済が停滞するとかまたいろいろなところがあるという点になると、ちょっと話し合いをしていくべきではないかという思いがあるわけですけれども。

それで実際、区からとかそういうふうな要望も当然だと思っておりますけれども、それと同時に道路というのはいろいろな人が使うところでもあるわけです。そここのところの声をどうやって吸い上げるのか。区から上がってきたら、というのも一つの理由だと思うし、逆にその道路を利用している人間が、ちょっとこここのところが1本どこかずれば、すごいありがたいのではないかなという思いがあるわけです。そういう点のところの考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。

建設部長 道路占用の、道路法の32条という取扱いなのですが、例えば今、上空の話が出ましたが、歩行者あるいは一般車両の通行の妨げになるような上空の占用、まあ線類ですね。そういったものも含めまして、ある程度の規定もございます。例えば上空なら4メートル50以上離しなさいと。それ以下に電線を張っては困りますよといういろいろ規定があるわけでございます。

そういうものはきちんと精査をしながら許可をしているという実態がございますし、それから今移設の話が出てまいりましたけれども。前にもちょっと牧野さんに今の関電気さんの脇の話を聞かせていただきましたが、あそこは県が管理している国道291号でございますが、基本的にはそういう障害が出てくる可能性がどこでもあるわけでございます。あくまでも占用の許可を与えて、ある程度その機関が占用料をいただいて占用させておくという事例

がそういうことであるのですけれども、そういう障害が出た段階で占用の申請者と私どもが、道路管理者が協議をさせていただいて、何とか移設がかないませんか。これは協議するしかないわけです。一度もう許可を与えているわけですので。無理矢理邪魔だからどこかへ持って行って移せということはできませんので、あくまでも協議をさせていただいて、それを対処させていただくということしかないと思います。

佐藤 剛君 1点お聞きしますけれども。地代が下がって収入が下がるということなのですが、これもいたしかたないということなのですけれども。新規の道路占用につきましては申請してくるので把握はできるのでしょうかけれども、従来、旧町時代からにおいても把握はなかなか困難だったと思うのですが、市が大きくなって。従来からの占用物件の把握みたいなものはどうかたちでやっているのか、ちょっと参考までにお聞かせいただきたい。

建設課長 従来の件につきましては、私どものパソコンの中にて全部管理しています。許可証もみんなございますので、その辺を踏まえて管理していますので、間違いのないと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第35号議案 南魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第35号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第36号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例及び南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者 それでは36号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

国庫補助要綱の改正によりまして、簡水、簡易水道を上水に統合する場合補助を受けられるというようなことから、うちの方の中央監視制御の更新・増強を図るというようなことで、今回の条例改正に伴いましては4簡水を上水に取り組みと。譲り受けが条件というようなことで簡水を上水の中に組み入れるというのが基本でございます。そのために水道事業設置等に関する条例、それから市の水道給水条例、それからもう1点だけ簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例というのがありますので、簡水がなくなることによりましてこれが廃止になるというような改正が必要であるというようなことでございます。

それでは新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。36号議案資料というようなことで後ろの方に付いているかと思えます。一番最初の方は設置等に関する条例でございます。これの中に簡易水道というのが、上水及び簡水というのを簡水を全部削っていきます。1条、4条はそういうかたちになろうかと思えます。

それから別表2。これが今までは現行のように六日町、大和、塩沢上水というようなかたちで区分分けがしてありました。その下に簡易水道事業というのが(2)でありますので、そこらあたりを全部ひっくるめた内容の表が改正案というようなことで、給水人口全部それを足したのがあがっております。8万1,820人。それから一日最大給水量というようなことでおおのこの町、それから簡水を足した値が6万9,809.1トンというようなかたちになります。これはそれに基づいて計画当時の値をそっくり圧縮していますので、計画の変更ではないというようなかたちになります。

それから次の4ページ目でございますが、給水条例でございます。これが現行はこういうかたちになっております。これは簡水一般用というようなことで料金の設置があります。それが2,205円。それから超過料金も241円というようなことで変わりませんが、この今度は表現の仕方が改正案の中をちょっと見ていただきたいのですが、種別のところでございます。旧簡水一般用市野江乙(後山)、丙(辻又)、栃窪、吉里の一部というようなことで(岩之下)それから清水の一部というようなことで、これを旧簡水の場所を明記しております。ここはちょっと料金が200円ほど安いのでこういうかたちをとらせていただきたいというようなことでございます。

この簡水につきましては、いずれにせよ平成28年までには上水の方へ取り込んで同一の金額にしなければならないことになっております。そこらあたりを踏まえた中で整備が終わり次第、そちらの方に合わせていく。上水を合わせるか簡水を合わせるかわかりませんが、1本化の料金に将来的にはなっていくのではないかと考えております。こんなことで。

それから附則の方をちょっと見ていただきたいのですが、附則の2項でございます。ここで先ほどお話ししました、地方公営企業法を適用する条例は廃止するというようなかたちになっておりまして、3本の条例改正がこの36号議案の趣旨の内容でございます。よろしくご審議のほどご決定の方を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

高橋郁夫君 別表の給水人口、また最大給水量についてなのですが、これだと改正も今までのものを足しただけだということなのですが、せっかく変えるのであれば現況に合わせた給水人口になぜ変えられなかったのか。

水道事業管理者 これは認可を受けたときの値が、やはりそれがあるので、これを認可を変更するということになると非常に難しい問題があります。そんなことで計画人口のまま動いています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第36号議案 南魚沼市水道事業の設置等に関する条例及び南魚沼市水道給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第37号議案 南魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 それでは第37号議案 南魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について説明を申し上げます。

今回の改正は地縁団体の事務所が複数箇所に存在する場合を考慮いたしまして、地方自治法施行規則の改正がございました。めくっていただきまして新旧対象表を見ていただきたいと思います。事務所を「主たる事務所」という表示になります。そういうことで改正でございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第37号議案 南魚沼市認可地縁団体印鑑条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 それではここで暫時休憩といたします。再開は2時40分といたします。

(午後2時18分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

議長 日程第23、第8号議案 平成21年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

議長 審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由説明、総務部長の予算概要説明の後に予算全般にわたる大綱質疑を行い、次に歳入全般の審議を行い、そしてその後歳出の審議を各款ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように審議していただきます。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第8号議案 平成21年度南魚沼市一般会計予算について提案理由を申し上げます。

市政方針でも申し上げましたように厳しい経済状況の中、この景気の回復も長期間にわたるといふ予測もしております中ではありますが、こうした中で景気対策、生活対策及び地方財政対策を目的とした国の第2次補正予算と一体化して雇用対策及び資金繰り等の景気対策を第一に、総合計画の着実な実施、教育環境の充実、子育て支援の充実、地域コミュニティ活動の活性化そして国体、天地人プロジェクトの成功を目指して編成作業を行ったところであります。

前日のような経済状況の中で大幅な税収減が見込まれております。臨時財政対策体等の市債の発行を余儀なくされておりますけれども、職員数の削減による総人件費やあるいは内部経費の削減とともに、市債の発行額を償還額の範囲内に抑制し、起債残高の削減に努めるなど財政の健全化にも配慮したところであります。

また、今後の財源確保のため公的資金の保証金免除繰上償還の財源を、合併振興基金の繰入から借換債に変更いたしました。

以上により前年度比0.9パーセント増。20年3月補正による前倒し分を含めると5.7パーセント増の291億1,700万円の予算となっております。現時点では市民生活の確保、及び市政発展に向け最大限配慮した予算と考えておりますが、今後の経済状況の推移によっては新たな対応が必要となることも考えられます。

皆さま方のこれからのまたご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。詳細につきましてはそれぞれ担当部長に説明させますので、よろしくご審議のうえ決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に総務部長が予算の概要説明を行います。

総務部長 それでは概要の説明を行いたいと思います。21年度予算関係資料というちょっと第8号から第15号議案資料1の1というので説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは説明をさせていただきたいと思います。まずめくっていただきまして2ページでございます。1、予算規模といたしまして、ただいま市長が申し上げましたとおり21年度

は291億1,700万円ということで前年比0.9パーセントの増でございます。ただ、この中身をちょっと見ていただきますと、21年度繰上償還、借換債を除いたもので比較させていただいたものがその下でございます。21年度については7億1,500万円の借換債。20年度は15億4,000万円というかたちの中で比較いたしますと3.9パーセントの増。それから3月補正、15カ月とも言われている予算というかたちになりますが、3月補正の前倒し分を加えますと5.7パーセントの増というような予算の規模となったわけでございます。

2番目といたしまして平成21年度主要施策でございます。これもそれぞれ今までの一般質問、それぞれの議論の中でいろいろなお話が出てまいりました。ちょっと重複する部分もあるかと思いますが、おおまかなところを説明させていただきたいと思っています。四角の雇用対策・資金繰り対策ということで、中越被災地域の緊急雇用創出ということで1億2,400万円を計上しております。

その下の雇用の創出事業、これに取り組むということで約67人と書いてございます。予算のときは67人を想定していたわけでございますが、今、一般質問でも市長が答弁しておりますように、112人以上の申請を現在しているところでございます。それから雇用創出事業1,750万円を計上いたしました。その下の3月補正1,000万円とあわせると2,760万7,000円というかたちになります。その下、信用保証料の補給金、3月補正分とあわせまして1億3,200万円というかたちでございます。

次に教育環境の充実といたしまして、耐震補強事業の実施1億6,000万円。大巻小学校、中之島小学校の耐震工事を実施ということでございます。その括弧の中で、大崎小学校から大和中学校の耐震工事を3月補正に計上させていただいているところでございます。その下、五十沢地区小学校統合整備事業。これは2カ年継続で3億1,200万円ほどでございます。その下、塩沢地区給食センター整備事業。これも2カ年継続で3億6,500万円ということでございます。その下、教育課程特例校事業といたしまして2,700万円を主要施策として計上させていただきました。

3ページをお願いいたします。子育て支援の拡充。妊婦検診関係の拡充でございます。先ほど基金の設置条例を可決いただきましたが、このところの基金対応でこの事業をやっていくということで4,470万円の予定でございます。ファミリーサポートセンターの設置。これは新規で実施するものでございます。浦佐認定こども園建設事業。これも20年度から計画を始めているものでございまして2,000万円を計上しているところでございます。

その下、コミュニティ活動推進事業。これは3月補正で21年度前倒しというかたちで現在準備を進めてございますが、二通りの交付金をして今までの地域活性化事業と、その下に拠点の支援交付金ということで、それぞれ2,920万円と2,125万円を計上させていただいたところでございます。

大河ドラマ「天地人」プロジェクトの推進ということで、現在っております「愛・天地人博南魚沼」の開催。12月27日まで。それから2009新潟大観光交流年推進協議会負

担金 270 万円ほど計上させていただきました。兼続公まつり。これもお話がありました 8 月の第 1 土日に実施するというので補助を出すものでございます。天地人ウォーク開催負担金。7 月 18 日予定をしている事業の負担金でございます。これも施政方針の中に出てまいりましたがアンテナショップ設置事業。板橋区の商店街の方にアンテナショップを設置するというものでございます。

その下、トキめき新潟国体の開催ということで、10 月、9 月、それぞれテニス、自転車競技の開催に要する費用を計上したところでございます。

財政健全化の推進ということで職員数が 19 人ほど減になっていると。これもお話がいろいろ出てまいりました。それと空き庁舎の有効利用。塩沢庁舎等でございますが の有効活用を図っている。その下に経常経費、予算編成の段階においては部単位で経常経費の 3 パーセントを削減ということで「枠配分」をいたしました。結果的になかなかいろいろな事情で 3 パーセント実施はできませんでしたが、そういう考え方で健全化に進んでいくということでやらせていただきました。

それから一番最後になりますが、公的資金の繰上償還。これの部分を 7 億 1,500 万円ほど計上させていただきました。

4 ページの主要な投資的事業。これは見ていただきたいと思います。それぞれ細かく記載させてもらっておりますのでよろしく願いをいたします。

5 ページの歳入の前年度比較でございます。市税といたしましては、前年度比 7 億 800 万円ほどの減ということで計上させていただきました。内容といたしましては個人分、決算見込み、所得推計をやる中で 2 億 2,300 万円の減。法人も同じく推計をいたしまして 1 億 2,300 万円の減。固定資産は評価替土地の下落、新築、増築関係でありまして減で 3 億 5,300 万円という見積もりをいたしました。

次に 9 款の地方交付税でございます。これも地方財政計画と今までの実績等を見ながら計上をしたところでございます。地方財政計画では普通交付税では全体で 2.7 パーセントの伸びだろうというようなものでありまして、うちもある程度積上げて、わかる部分は積上げたわけでございますが、結果的には普通交付税で 5 億 8,000 万円の増の、2.9 パーセントほど伸ばさせていただきました。

特別交付税については歳出。今までは除雪経費を 12 月なりで補正させていただいたわけでございますが、歳出の除雪費を歳入と歳出見合う分、1 億 6,000 万円ほど増というようなことで、特別交付税を 1 億 6,000 万円増やさせていただきました。決算見込みも考えた中で当初に計上をさせていただいたところでございます。

13 款の国庫支出金については、それぞれ事業の採択、完了、いろいろありまして結果的には 2 億 5,100 万円ほどの増でございます。主なものとしましては五十沢小学校の統合事業、循環型社会ストックヤードの建設等の関係でございまして増えてございます。

17 款の繰入金でございますが、10 億 8,900 万円ほど伸ばしてございます。伸びているわけでございますが 失礼しました。マイナスでございました。10 億 8,900 万円の

マイナスでございまして、要因といたしましては合併振興基金、これは繰上償還分を合併振興基金を繰り入れたということで13億6,000万円が減っているということでございます。それと地域活性化生活対策基金で1億2,800万円を計上させていただきました。

後でもまた、市債のところでも出てまいります、繰入金。今のやはり経済情勢等もありましたので今回も繰上償還は行っておりますが、その財源をある程度基金も少し残しておくべきだろうというようなことで、借換債の対象にさせていただいたということです。いずれにしてもやはり現金も必要だろうということでさせてもらっております。

20款の市債でございます。13億5,000万円ほどの増でございます。合併特例債、これは事業の増。皆さんもご存知のとおり事業の増で増えてございます。借換債5億4,100万円ということで先ほど申し上げました基金繰入よりも、とりあえずはこの借換債が充当になるというかたちの中でやらせていただく。それと臨時財政対策債。これも議論があるわけでございますが、やはり交付税の足りない部分、国はこれを交付税と扱いを同じに考えるというようなことで償還時について、私が細かいところを申し上げるまでもない、皆さんご存知でございますが、臨時財政対策債。これは借りる、借りないは別にしてやはり借りられるものは借りようということで3億6,800万円。地財計画の伸びが55パーセントでしたので、我々も55パーセントの伸びで計上させていただいたところでございます。

6ページをお願いいたします。歳出の2款 総務費でございます。総務費全体として4,500万円ほどの減でございます。その内容といたしましては、庁舎整備が一応完了したというかたちの中で1億2,800万円と旧福祉センター、これも終わりましたので減額。それと交付金返還、これは歳入・歳出で出てきますが、三国川ダムの関係の交付金の返還で歳入は水道会計からの戻りというかたちになります。ここには表示は出ておりませんが人件費の戻し分についても職員の人数が減ったということで、一般会計の職員だけ見ればむしろマイナスになっていると。これは別にここには書いてございません。比較でございますので表には出てきませんがそういうことあります。

4款の衛生費。主要事業でも申し上げましたが、妊産婦検診、斎場改築、ストックヤードの建設関係で6億4,400万円ほど伸ばしてございます。

7款商工費。信用保証料6,600万円の増。商工中金の預託金。これを今回は委託をしないということで1億2,400万円の減でございます。

10款の教育費7億4,500万円の増でございますが、書いてありますとおり五十沢の小学校の統合、塩沢地区の給食センターが主なものでございます。

12款の公債費。繰上償還の関係で昨年は13億6,000万円ほどやったわけでございますが、今回7億1,500万円ということで6億5,000万円ほどの減。トータルで9億4,400万円の減というかたちになります。

7ページをお願いいたします。5番の人件費の(1)人件費でございます。これにつきましてはいろいろ昨日来議論がありましたので皆さんご存知のように、この一般職員の7,900万円の増は、主なものは共済費で1億300万円が増になっていると。これが主な要因で

ございます。(2)の性質別状況ということでございまして投資的経費、建設事業、それぞれの事業で5億800万円ほどの増となっております。それから2の消費的経費、物件費。これは環境衛生センター関係の経費でございますが、物件費でございますが1億2,300万円。その下の維持補修費1億6,500万円。これ特交のところでも申し上げましたが、除雪費を1億6,000万円計上いたしましたのでその影響でございます。

次をめくっていただきたいと思います。8ページでございます。財政構造といたしまして自主財源、依存財源というかたちの中で、この表だけ見ていただきますと、これも議論があったところでございますが、自主財源が15パーセント減って、依存財源が14パーセント増えたと。これは確かにこういう分けになるわけでございますが、ちょっと見ていただきますとその歳入不足について交付税、臨時財政対策債等が、これは依存財源でございますがやはり市として一般的に使えるというような判断もいたしたところでございます。この表だけでこの表をどうのこうのということではございませんが、その辺の内容も見ていただければと思っております。

下の方の財政指標につきましては、財政力指数等は少し伸びておりますが、やはりそんなに大きくよくなったというふうには考えられないところでございます。経常収支比率は逆に上がっているというようなことで硬直 上がれば上がるほど硬直率が高まるということでもありますので、今後も注意していかなければならないというふうに思っています。

9ページでございます、9ページの8番、各会計別起債残高ということで、21年度末一般会計他、特別会計、企業会計あわせまして879億7,800万円ほどの見込みとなったものでございます。

10ページをお願いいたします。9番、各会計別基金残高表ということで、財政調整基金。昨年度も3億5,000万円の財政調整基金を繰入をさせていただいたところでございます。今年度もいろいろありましたが何とか3億、昨年並みの3億5,000万円で繰入をしたというようなことで、このまま戻ってこなく、歳入が増えなければ12億9,000万円ほどの21末の残高ということと、それと合併振興基金。今回は20末で8億8,000万円ありますが、これは今まで繰り出しをしていたものの繰り戻しを、それぞれ10年で繰り戻しをしてもらうということで1億5,200万円戻ってくるわけでございますので、10億3,200万円ほどの残額になります。

最後でございます、11ページ。財政健全化の計画ということでこの表をまとめさせていただいたところでございます。いずれにいたしましてもこれも数字がそれぞれいろいろな段階で 人件費はこれはある程度読めます。その中でいろいろな部分については少し波があるわけでございますが、いずれにいたしましても我々財政当局としては、トータルでは財政計画をクリアできるというかたちで現在は考えているところでございます。

急いで説明をした関係でわかりにくかったかもわかりませんが、概要の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 予算全般にわたる質疑を行います。おおまかな質疑にさせていただきたいと

思います。

今井久美君　とらえ方が私がちょっと違っているのかもしれませんが、3ページ、今11ページの財政健全化のところですか。シミュレーションの平成19年にも出てくるのですが、内部経費の削減というのがずっと毎年計画されています。けれども、私から考えるとそんなに内部経費というのが、毎年3パーセント皆が努力をして内部でできるのだろうか。こう考えるのですけれども、中身はどんなことをやっていくのでしょうか。

総務部長　お答えいたします。先ほどもちょっと申し上げましたが、やはりまだ内部経費は消耗からいろいろな経常的な経費でございますが、その目標値を今回も決めました。3パーセントで落とせと。それで各課ごとでは落とすことはできません。それで今、部制になっておりますので、例えば総務課で落とせない部分は企画で落とせないか、財政課で落とせないかという、部の中でなんとか3パーセントを削って欲しいというような編成方針を出しました。結果的に私も先ほどもちょっと触れましたが、なかなか3パーセントを落とすことはできなかったということでございますが、目標値でそういうことで編成方針を組んだということでございますのでよろしく申し上げます。

今井久美君　そういうことではなくて、私らも現場で3パーセント落とせというのは、内部で事務費やあれを削ったり、こういうことしていくのかなと思っていました。いろいろな考え方なのですよ。だから毎年3パーセントなんてというのが、削られるのかなと思うので、何を削って毎年この1億円いくらかを目標にしているのかな、ということを知りたいのです。

総務部長　それはうちの方で例えば紙代を落とせだとか、鉛筆代を落とせだとかいろいろなことは申し上げません。ただ、私が申し上げたように経常的に、毎年かかる経常的な経費を工夫してうちの部であればこういうのを落とすと。例えばそういうものを工夫して捻出しると。まだ落とすところはあるだろうと。これを落とせという意味でやっているわけではなくて、それぞれが創意工夫をして落とせと、こういうことで予算編成をしているところでございます。

議　長　他にありませんか。

和田英夫君　この不況対策でいろいろ一般質問で議論を聞いていて大体わかりました。わかりましたが聞いていると、資金繰り、あるいは雇用対策とか前倒しというので、見ていると行政の中の個対、市民の個。個対個の対応を　これは別に間違ったことではありませんけれども、これをいわゆる市全体、不況対策と市全体の大きな面対6万2,000人の面対という不況対策という考え方を持たないかと、こういうこれは市長にお伺いするわけです。

そこでご承知のように新潟市では、新潟市雇用危機突破地域活性化推進本部。本部の立ち上げをしてももちろん市長が本部長でやられているわけでありまして、上越市でも緊急経済対策本部というようなことで立ち上げをしています。私はこの対策本部そのものをすれとかそういう意味ではないのですが、ここに書いてあるように市民からいわゆる金融、雇用、生活、税金、様々な相談に対応できる、百年に1度のこの不況だからそういう姿勢が大事だろうということが、こういう大きな市ではやられているのです。

これは本来は一般質問に該当することだと思っておりますけれども、ここでちょっと市長のお考えを聞きたいわけでありまして。つまり仕事がない家庭は、家族に影響するのですよね。例えば保育、教育、あるいはお年寄りの介護と医療とか。そういう影響が出てくるわけですから。そういう面では今この予算にある信用保証料の補給金とか、あるいはハローワークの臨時雇用。これはいいことですがそれだけでいいのかという、こういう気がするわけですのでちょっと伺いたいわけでありまして。

それから財政健全化についてこれは特に議論しません。私はしかし、めどが立ったという市長の意見とは異にする立場ですが、これはこれ以上の議論はしません。税収の落ち込みこれは議論しません。そこで市長、この財政健全化計画の一番結びの中に、ご承知のように基幹病院構想は煮詰まったらそれはそれでまた健全化計画をひとつ考え直すという、こういう言い方をしているわけです。それはそれでいいわけですが、12月の所信表明で市長は、昨日もちょっと出ていましたが、浦佐地区に学園都市構想といわゆるメディカルタウン構想、あるいは健康ビジネス構想を連携した新しい産業を興すという、これは私は非常にその構想は評価をしています。

評価をしているが、これももちろん1年や2年で大きな財政負担ということにはならないと思っておりますが、10年、15年ということに仮にこの構想を推進するということになれば、かなりの財政負担になり、それは予想されるわけです。だとすれば 私はこれはいい構想だと言うのですよ。いい構想だが、こういうことを実施するということになると、この財政健全化もかなりそういうことを想定して計画を練り上げていかなければならないということからすればですね。すれば、昨日来この一般質問の中でのめどは立った、大丈夫だという発想、考え方と、この市長が言っている構想を実現することについては、どうも先行きに財政的には心配だが 私はこの構想は賛成ですが そういう心配の種はないのか。これをお伺いしたいわけでありまして。

それから歳入の減はこれはわかりましたが、問題はもう1点の滞納繰越の関係。これは担当課でも結構ですが、去年、南魚沼市の債権滞納処分審査会を立ち上げて、それぞれ分担しながら滞納整理をやるとういうことでした。加えて9月頃ですか、魚沼地域の地方税特別徴収対策チームを立ち上げた。これは私は、取り組みはいいがどうもこれは国会の霞ヶ関の官僚の発想で、責任の分散を分かち合うようなそちらの方々のどうも発想があるようですが、それはそれで今日はそれ以上追求しません。責任逃れの感じはあるわけですが、それは今日はそれは言いません。

そこで税の関係。税の関係は、今までの議論のように税務課とおそらく県の地方税特別徴収が税の関係は分担しながらやることは、これは私は聞いているわけですが、その他の税以外の分担金、負担金、使用料等々は、市の債権滞納審査会がやるわけです。この予算はこれから歳入が個々に入るわけですが、税の関係は収納率、いわゆる滞納繰越分の収納率は、前年よりちょっと上げて見ている。その姿勢は評価しますが、これはおそらく県との対策チームの合流による効果が上がっているのだというふうに私は見ているのです。その考え方をま

たお聞かせいただきたいわけですが。

市の債権審査会のこの予算の面で、取り組みの熱意が見えないのです。これは審査会の守備範囲がおそらく30項目か31項目くらいの使用料分担金、負担金等々いろいろある。この滞納の審査をやって徴収業務を上げようと、こういうことですが、これがまだ見えてこないのですね。この滞納審査会の守備範囲の滞納金が、ざっとおそらく2億円の上あると思うのです。

この税の関係もおそらく現年度から、先般の総務文教委員会の資料を見れば、滞納分が16～17億円あるが、現年度分がまだわかりませんからそれは金額はいいですが。この三つの収納対策チームの考え方、この予算に関してこの21年度でどこまでやる。もちろんこの不況の時代ですからなかなか難しいと思うが、それでも先般の水道、下水道の関係では非常にその担当課は収納率アップの意欲的な予算書を見させていただいたわけであります。この一般会計の関係についてもかなり意欲的に取り組んでおられると思います。まず以上のことについてひとつお伺いいたします。

市長 この不況関係の総合的な対策ということで、総合対策室とかそういうことは確かに設けておりません。今、私たちが緊急に対応しなければならないことは、雇用的な部分とそれから資金繰り関係です。この二つをまず重点的にやるということであります。ただ、当初12月でしたか、いわゆる緊急対策の中で住宅関連の提供だとかそういうことはやっておりますけれども、主に今私たちの市内でこのことによって住居を失うとかという人はほとんどありません。あってもごく限られた数で、それにはすぐ対応できますので。それはそれでやっておりますが、主にやはり産業振興部の範囲が非常に大きいわけでありまして、ここを当然窓口的にやっていこうという思いであります。あまり市民の皆さんにごく通じていなければ、また改めてですけれども。生活保護だとかそういう部分はもうこれはこちらで今までの市民課の方でそれはずっとやっているわけですので。

ただ一つだけ、私たちの地域にまだそういう傾向が出ているということではありませんけれども、ある程度都会では、職を失った、家を失った。家を失う、住むところを失うことによって就職活動もほとんどできない。ここが非常に今、問題になっているわけです。今、横浜とかそういうところでは緊急的にお金を貸してやったり、住むところを確保してやったりということをやっているわけです。そしてそれは就職してきちんとしたらお返しくださいということをやっていますが、まだ、私どもの地域にそこの部分までの対応はそうしなくていいという部分があります。

ですので、問題は雇用面。雇用面は市役所で雇用するというばかりでなくて、いろいろの面の他の、「天地人」例えばもっとこういうことの中で雇用が増えるかもわかりませんし。そういう対策と資金繰り対策が今は主であります。そして生活弱者の皆さん方は今までどおりの窓口で結構ですし、そういうところにも一応目配りはさせていただいたということであります。

基幹病院関連につきますと、メディカルタウンあるいは学園都市構想。学園都市構想の一

つの大きな目玉は4年制の大学の誘致、設置であります。今、私たちが主に力を入れてやっているのは国際大学の中で、4年制学部の設置はできないのかということをやっています。理事会の中でも国際大学の機構、機能すべて一度全部見直そうと。今のままでは国際大学が黒字化していく状況は全く見えません。大学院大学で300人ずつ受け入れていってもこれは絶対だめ。そして企業の寄付も年々細まっているということですから、この辺で全般的な見直しをやろうということで今、検討委員会も発足したところであります。その中に4年制の大学の学部設置についても検討ということになっておりますので、まずはこの部分を目指そうということです。

では、それに関連をして何が私たちの地域に求められてくるのか。これはわかりません。思うところは例えば大学をその4年制学部の校舎を作るに、例えばですよ、建設費の一部を負担しろとかということがあるのかもわかりませんが、それらは今まだ想定ができません。その時点になって、私たちも自分の財政をだめにしてまでそこに資金を拠出しようなどということは全くありませんから、これは今のところ想定ができないということですし、想定してみてもむだであります。ある程度具体化をすることになった時点で、またそれぞれ相談申し上げるということでもありますけれども、国際大学も今それぞれの中で自分の資金確保、我々も協力しながらやっておりますので、これはそう気にしなくていいものだ。

メディカルタウンでありますけれども、昨日も中沢議員のご質問にお答えいたしました、市がここに直接的な投資をしてということはほとんどあり得ない。ただ、道路整備だとかいわゆる環境整備だとかそういうことは出てくるかも、これはわかりません。これもまだわからないものですから、先ほど議員おっしゃったように、今のこの財政健全化だとか総合計画的な中には織り込んでございませぬが、もう1～2年の中では当然出てくるだろうと。ただ、費用負担そのものが私はそう多額になるとは思えませぬ。

そして健康関連産業等が進出してきていただければ、それに対しての税収は上がるわけですから、例えば投資が相当必要になるということになればそういうことも見越しながらやっていくということですので。今、具体的に見通しはどうだと言われるとわかりませぬが、何十億円も何百億円もここに投資をしなければならぬということにはなっていないだろうという程度のまだ考え方です。

税の方は、責任の分散化で責任逃れしているということだけはありませぬので。あと細かいことは担当の方でお答えいたしますが、よろしく願いいたします。

総務部長 債権滞納処分審査会についてお答えを申し上げます。その審査会の守備範囲が見えてこない、こういうお話でございました。「努力目標」の声あり）努力目標。それで議員さんもお存知だと思いますが、この審査会についてはまず滞納をさせない。各課がそれぞれ事業をやっておりまして、この審査会が滞納処分を行うという審査会ではございませぬ。それぞれの滞納を、例えば保育所、学校それぞれが滞納処分なり滞納徴収をやりますが、それぞれがばらばらでやるということだと効果が上がらない。そういうようなことで仕事はそれぞれの担当課でやりますが、滞納をさせないような方向を示していくと。

それと情報の収集、共有。例えばさっき言ったようなこの課ではわからないけれども、こちらの課ではこうやっているという情報の共有。それと処分方法についても担当課で、うちの担当課ではこうやるが、隣の課ではこういう処分をするというその処分の方法も統一していこうというようなことが、審査会の内容でございます。

そんな中で直接的に予算で今はこうだという部分は出てきておりません。ただ、いずれにしてもそれぞれの担当課で滞納している分。今までの滞納をした部分の滞納をさせないというような部分で、決算あたりでその効果が大きな額が出てくるとは予想されませんが、そういうものを共通認識する、また研究をするという部分では、効果が出てくるというふうに考えておまして、今の予算には出てくるということではございません。よろしくお願ひします。

市民生活部長 税の滞納の関係で徴収チームの部分がどうかと。確かに議員さん言われるように新年度予算の中では、滞納繰越分にかかる収納率というのは強く見させてもらって、一生懸命取り組みたいという部分ではそのとおりであります。それで対策チームの件について触れられましたので、実績等についてちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。

発足の目的が、収納技術の向上と処理案件の困難な部分について、そちらの方で研修を受けながら取り組んでいきたいというのが趣旨であります。したがいまして通常単独でやっていた部分ではなかなか処理ができないような部分について、そちらの方に引き継ぎをしながら滞納者の方々にも強い姿勢で臨んだ通知を差し上げながら、収納に努力をしてきたというので、そういった点ではチームに引き継いでいった中では効果はあつたろうというふうに思ひます。

12月末現在の状況でございますが、それぞれ引き継ぎ予告をいたしましたのが63件ございます。それであなたの分は引き継ぎますよというような引き継ぎ予告をしたということが63件。それからその中からチームの方で引き受けていただいたのが23件ありましたし、その間に相談件数に応じていただいた部分が38件。いろいろありますが結果納付件数が22件で170万円ほどの成果があつたということであります。

これは私どもが単独の中ではなかなか処理ができなかつたという部分で、それなりの評価はあつたろうというふうに理解をしているところであります。今後とも新年度についてもこれらの組織を活用しながら、収納率のアップに努めていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

和田英夫君 不況対策ですが、市長も所信表明でかなり長期間になる。これは一般質問で出た。長期間にこの景気回復は期間がかかるであろう、こういう見方している。おそらく残念ながらそういうことが予想されるわけですが、そこでさっき言った確かに不況対策室なりそれはそこまで我々は言及しませんが、期間が長くなるということは仕事がない人、あるいは中小企業の皆さんの経営資金ももちろん大変ですが、さらに不況のために大変になる市民が増えてくるということは、もちろんこれは予想されると思ひます。残念ながら。

そのためには今ほどの言ったようないわゆる産業振興部を中心にしたそれはそれでいいの

ですが、やはり幅広い行政全課でもってそういう相談　もちろんそれは今までもやっている民生員だ、それはそうであるが、それではなくてこういう考え方が一つあるのです。例えば災害現場に消防団が来ると地域の住民がほっと安心するというこういう一つの。つまりこの不況下の中で市も全面的に6万2,000人市民を守るのだとこういう姿勢。姿勢がある種またこれは景気回復というか、心理的な回復につながるわけですから。

そこで私は12月議会でもちょっと発言したのです。質問したわけですが、そういう方向ですれば例えばこの本庁はもちろんであります、大和、塩沢の庁舎に市民センター、市民生活部の直属の市民センターはそれはそれでいいのです。いいが、産業振興部なり、あるいは建設部なりそういうあらゆるこの不況に備えての受け入れ相談窓口というのが、12月の私が一般質問したときよりも強くなってきたが、そういう一つ体制、対応ですね。これはもちろん塩沢庁舎には保健福祉部がないわけですから、そこにも保健福祉部の直属の内容がわかる二人か三人を配置しながらという、こういうことが私は心理的な不況対策になると思うのです。そういうことの方考え方を伺っているわけでありまして。

それから市長、いわゆるメディカルタウンなり、学園都市なり、健康ビジネスについては、それはまだまだ一つの構想として市長が打ち出しただけです、それはそれ以上のことは私も聞きませんが、いずれにしても市長のそのすばらしい構想を実現をすることになれば、市といえどもあまり金を出さないであとは民間活力というわけにはいかないから、これはその市長のすばらしい構想を具体化するためには、財政健全化というこれに私はつながると思うのです。今すぐではありませんよ。

そういうことを想定するならば、ここであまりめどがついたという　まあ今はめどがついたかもわからない　そういうことをトータル的に考えれば、ここでちょっとまた余裕というか力を蓄えるというか、こういう発想も大事ではないかということ伺っているわけがあります。

そして税の関係ですが、滞納処分審査会の活動ならわかります。すべてわかって言っているのですが、具体的に確かにこの審査会は、この使用料を何とかその担当課で何とかして滞納を増やさないようにし、しかも滞納が出たら回収する努力をせよ、という指令本部みたいなものです。だからこれは指令を出すのは楽なのですが、指令を出された課は大変なわけです。

そこで、ではここはいいですから、この21年度予算で審査会の守備範囲である31課、部、部門的などところのいわゆる収納向上目標というのは立ててあるかないかを聞きます。立ててあるかないか。

それともう一つはここで、これは税の方もあわせてお伺いしたいわけですが、滞納者の皆さんの中には、払おうと思っても払えない皆さんもいるし、この不況によってね、不況によって払えない方も出てきている。それから・・・(「大綱質疑」の声あり)はい、わかりました。大綱ですよ、これは。それからいわゆるここでは言いづらいが、悪質なそういういわゆる分類というか、そういうことをしながら対策をとられているのか。それだけお伺い

します。

市長 この不況関係の総合対策は、私のこれは思いですからそれが間違っているとすればあれですけども。今、確かに大変な状況ですが、この予算をまず通させていただいて、市としてもこれだけの不況対策を盛り込んだ予算を執行させていただくので、という部分をまずやらなければなりません。

今はご承知のようにほとんどがその資金繰り関係、あるいは雇用関係であります。やっていることはですね。それはご存知だと思います。そして緊急・・・何ていうか、不況対策室ですか、相談室ですか。これは早くから、ではそれを設けて吉と出るか凶と出るかというのは、ちょっと私はわかりませんので若干様子を見させていただかなければならないと思っております。

本当に、本当にそういうことまできちんとやらなければならないという状況が見えてくればすぐやります。すぐやりますが、今、こういう心理状況の中で、またそこまでという部分というのはあまり私は今考えていなかった。ただ、認識が非常に違う部分がありますので、もう打たなければならない手はすぐ打たせていただきますが、今、議員おっしゃったような総合的な対策室は、設けるからどうぞ安心していつでも相談に来いということも一つのセーフティ部分でありますから、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

それから基幹病院あるいはメディカル、学園都市。これは余力といいますが、そういうことばかりではありませんけれども、不測の事態に備えてという部分で、今回は合併振興基金を借換債に充用しないで、それで借換債を今使ったわけです。それからおかげさまでこれで十分だとか、多いとかは言っていませんけれども、今の基金が予定よりちょっと上積みできていましたので、そういうことも含めます。

それからもう一つ、余力を蓄えていくということには別に異論はございませんけれども、どういう需要といいますが、その資金需要が出てくるかちょっとわかりませんので。今年基幹病院の姿がほぼ出てきて、そして2回目の健康ビジネス連邦構想によるサミットがあって、さっき言いました国際大学の方も今、理事の削減も含めた改革が始まりました。この30日にその新しい確か理事よっての理事会があるわけでありましてけれども、そこでのまた議論。これらを見極めながらやっていかなければならないと思っております。

おっしゃっていることは十分わかりますので、大事なときに金がなくて何もできなかったなどということだけはしないように、財政健全化の計画とは全く別個にはなろうかと思っておりますけれども、そういうことにもきちんと配慮しながら、財政は考えていかなければならないと思っております。

総務部長 審査会の収納向上目標があるかということでございますが、審査会としては持ってございません。ただ、予算書を見ていただきますと負担金、使用料、手数料それぞれに括弧で収納繰越分ということで。それは目標額ということよりも実収入額をいままでの滞納分で何パーセントとれるから予算措置をしたというようなことでございますが、それぞれのやはり課と事業によって違っております。ここで審査会では設けておりませんが、各課の

中ではそれぞれの目標で、この予算を措置したというふうにご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

市民生活部長 滞納に関して不況に伴う、中には払えない人がいるのはどうするのかというようなことと、もう一つ資力がありながら納税に応じないという部分の二つ、どうかということ。前段につきましては、私どもも当然その事情をよく相談しながら、分納かどうか、どのくらいならどうか、というような相談を応じながら納税の方につなげていくということ。いろいろ調査はしますけれども、全く払えないということであればそれはルールに基づいて、減免なり納税の猶予というかたちをとらざるを得ないと思ひますが。それでも一応何らかのかたちで資産なりを保有し、あるいは前年の所得があつて課税がされている段階から見ますれば、どういったかたちで納めていただくかというような措置は講じながら、払えない人たちについては対応して、分納による納税を増していきたいということ。であります。

それからもう一つは、力がありながら滞納している人の対応をどうするかということ。あります。これはいろいろ調査をして財産に換価価値が見出せるものであれば、当然差押えをして市の財政として換価をしていくという当然の方法でありますので、そういう対応をしております。

笹木信治君 1点お願ひします。この市債の臨時財政対策債とか合併特例債のことについてであります。両方ではあれですか、8億円くらいになりますか。これは償還については今年度、国が全部面倒を見てくれるということが謳ひ文句であります。先ほど総務部長の説明でも借りられるものは借りておくのだというような説明がありました。言葉の響きからすると何かやはり火中の栗を拾うかのような感じも受けるのですが、それというのは一つは昨日一般質問でも2番議員の方の質問にあつたように、やはり国がきちんとそれを面倒見てくれるかどうかということが明確でないということがやはりあると思うのです。

市長は基準財政需用額に上乘せされてくるから大丈夫なのだというふうな説明をされておりましたけれども、そこは例えば国の地方交付税会計と別枠にそういうものがあつて、そこからということであればそれはなるほどそうかなということでもあるのですけれども、どうもそうでもないようであります。そこら辺がひとつ心配なわけですが、そこをもうひとつお聞かせ願ひたいし。

いろいろあつても財政が硬直化、これは進むということは間違ひないと思うのです。この予算が執行されての話ですけれども、経常収支比率がどの程度までどうなるかというふうに予想しておられるか。そこら辺をひとつ聞かせてください。

市長 経常収支比率のことについてだけ。細かいことは財政課長なりがまた話をすることもわかりませんが。ここに出てくる数値がこれは19年度で93.2ということですね。93.2。これが20年度がまた出て、それから21年度が出るわけ。です。です。どうなつていくかといわれると、20年度は今までの経験則、私が財政課長から聞きましたら20年度は除雪費用が少ない年は下がります。ですから20年度分は下がると思うのです。20

年はですよ、20年は間違いなく下がります。このままいけば。この後、大雪でも降れば別ですけれども。というのは18年のとき89.1という数字だった。これは除雪関係の費用が非常に少なく済んでこうなったということを知っていますので。

そうすると20年が今度はまた。21年に大変雪がいっぱい降ると、これはまたちょっと上がるかもわからない。ですので、ちょっと予想はつきませんが、まあまあいずれにしろこれをとにかく徐々に、徐々に下げたいとは思っていますが、そういう自然環境的な部分もちょっとございますので、数パーセントの幅はやはりどうしても出ますが、98台、100台などということにだけは絶対ならないように気をつけながら財政運営をさせていただきたいと思っております。あとはではそれぞれお願いします。

総務部長 私の説明の中でちょっと響きが、借りられるものは皆借りると聞こえたというお話でございました。その部分を私の方で答弁させていただきます。あとその数字的なものはまた財政課長の方で答弁させていただきますが。私の言葉がちょっと足らなかったかどうかわかりませんが、やはり制度として運用されて10分の10の償還時、元利償還時に戻ってくるという制度。財政を運用していくには、やはり有利な制度は逃がす手はないと、こういう意味で言ったわけでございます。

実際では財政臨財債を借りなくてもその分は別に交付税で見られるわけではございません。やはりもらえるものはもらうというのが、ちょっと響きが悪かったかもしれませんが、そういう意味でございます。ちょっと例は悪いかもしれませんが、では、合併特例債も借りなくたっていいではないかと。そういう部分については、やはりある程度有利で、今の情勢として現金も財政調整基金も持っていなければいけないだろうし、いろいろな情勢を勘案した中で、やはりここは借金した方がいいというような判断をさせていただいたというようなことです。火中の栗を拾うので何でもかんでもということではございませんので、その辺のところだけご了承いただきたいと思います。

財政課長 交付税につきまして若干補足させていただきます。おっしゃるように交付税参入の問題ですが、必ず今までも交付税はルールのもものは参入されておりました。それで三位一体改革のときもそれが反故にされたということではないのですが、他の部分が減って総額が減ったと。受け取る側にしてみますと総額の方が大事なわけですから、そこが一番問題で、別枠で財源を確保しているかというところは確かに一番の問題だと思うのです。交付税法の中では一応、一般質問の中にもございましたが、市税の何パーセントとかそういうものは、財源が不足した場合は見直すというふうに規定されております。私どもの立場からしますと何回も言っていますが、国において見直して措置すべきものだというふうに考えておるところですけれども。

従来そういうことで交付税特会で借り入れをしてその残高が、ちょっと一般質問でも出ておりましたが、53兆円くらいになったのです。そして第2の国鉄ということで財政改革が行われて、国が19か、半分半分だか面倒見ると。そして返していこうということで三位一体改革以降始まったのですが、すぐそれが景気の中で先送りになっているという状態です。

総額がどこで担保されるかというところは確かに問題があると思います。

それから臨財債についてでございます。これは交付税のとき説明があったように、これを足して国レベルでは交付税は15兆円だと。原資としては今12兆円くらいです。いわゆるルール分で、いわゆる公定から来る、国の税収が落ちていきますので12兆円くらいですが。やりくりして15兆円の国の方でも歳出の吐き出しの出口ベースになっています。そこに足りないから臨財債というものを設けて20兆円規模にして、実質交付税だというふうに言っております。ただ、合併特例債と大きく違うのは、実行がないと合併特例債は参入されないのですが、臨財債については正直申して、ちょっと誤解がありまして、借りなくても後年度参入される約束になっています。以上です。

議長 19番議員、今、大綱質疑ですので、細目にわたっての質疑はまたそのときにやっていただくようお願いしたいのですが。

牧野 晶君 全般的な予算に対してという点もいろいろあって1点だけお聞きしますが、財政の見通しについてとかいろいろな話があるわけです。市長は見通しが立ったと、そういう考えであるのであれば、それはそれでまた市長の考えということで聞いておきますが、ただ、説得力に欠ける点もあるわけです。というのが財政計画、財政シミュレーションの見直しというのを、市長は昨日の話だと税収が落ちた分は 私が荒っぽい言い方をしますけれども 交付税で来るから。確かにそのとおりだと思うのですが、当然財政シミュレーションのローリングをかけて、しっかりとまた情報提供をしていくことは大切なことだと思うので、その点についてどういうふうな考えをしているのかお聞かせいただければと思います。

当然今年は1割落ちたわけですね。また来年も大きく落ちることが言われているわけですし、こういうことは非常に説得力を持つうえで大切なことではないかと思うのですが、その点についてよろしくお願いします。

市長 財政シミュレーションは去年でしたか一応示しました。そのときも申し上げましたように、毎年、毎年これやはり検証していかなければなりません。ですから当然やります。今いろいろおっしゃった部分、あるいはまた別の部分も全部加味してまたやりますから。やっていきます。（「前は毎年やらないと」の声あり）

総合計画も実施計画も同じですけれども、予定はした、またもう1年……。そういうことをシミュレーションだっただけでこういう今の世の中の状況、それから時代の趨勢でやったからもう5年間は絶対大丈夫だとか、そういうことにはなり得ませんので、当然毎年させていただこうと思っています。

そこで大きな数値の差が出たり大変なことになれば、いつも言っていますようにいつでも私も含めて職員の給与を削減しなければならなければ、やらなければならない。そういうことです。今はそういう状況にはまだ至っていないという判断の元にこうさせていただいたということです。

牧野 晶君 いつをめぐりに、という点だけお願いします。

市長 この17～18日頃に特別交付税の最終額の決定があります。これは20

年度分です。その額によって21年度に予定をしている財調の3億5,000万円の取り崩しが・・・増えはしません。増えはしませんが、減るかもわからない。それから税の今の申告を受けて、あれやこれやで確定するのが6月末頃だそうですから、それらの状況を見ながらということになりますと6月以降、9月の定例会に出せるか。20年度決算が出てからといえば10月以降だそうです。20年度決算は確かにそうだと思いますので、そういうことですが。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって予算全般にわたる質疑を終わります。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は次週3月16日午前9時30分、当議事堂で開きます。ご苦労さまでした。

(午後3時50分)